

# 国分寺崖線の総合的環境保全のための 市民提案型広域行政施策に関する調査・研究

1998年

金子 博

みずとみどり研究会・野川PJ

## はじめに

河川（湧水）や崖線緑地（斜面林）などの自然環境の保全は、流域あるいは連続的な地形のつながりなど、広域的な視点での取組みが必要である。しかしながら、現行の関係自治体による行政施策は、その自治体の行政区域によって分けられて展開されている。このため、例えば複数の自治体が関わる河川流域の環境保全に対しては、連携した効果的な手立てが取り難くなっている。

本調査・研究では、いかにして広域的な環境保全施策が展開できうるのか、その手法等について検討した。具体的には、多摩川水系・野川の流域をケーススタディとして、流域の象徴的な地形でもある「国分寺崖線」の環境保全を念頭に入れた、広域的な行政施策手法（しくみづくり）についての提案を試みた。

そのため、現状における環境保全に関わる課題等について調査整理するとともに、いわゆる広域行政についての現行制度の実情を探るため、「多摩北部都市広域行政圏協議会」他の事例についてもヒアリング調査を実施した。本報告書は、①国分寺崖線（野川を含む）の現況、②広域行政の現状及び③提案について、の3章を本編に、また、①野川の橋梁から見た景観写真、②国分寺崖線現況写真、③野川の環境保全課題マップ及び行政資料一覧を収録した別冊『野川環境保全課題資料集』から構成されている。尚、本調査・研究は1994～95年度にかけて実施したものであり、筆者の個人的事情により取りまとめが相当遅れ、関係者の方々にご迷惑をおかけした。

最後に、本調査・研究にご支援下さった財団法人とうきゅう環境浄化財団をはじめ、調査にご協力いただいた関係者の皆様にお礼を申し上げます。

調査・研究者代表

みずとみどり研究会・野川PJ 金子 博

# 目 次

はじめに

1章 国分寺崖線の現況 .....	3
(1) 国分寺崖線の自然環境等の現状 .....	3
(2) 野川流域における環境保全市民活動の経緯 .....	7
(3) 野川流域における環境保全課題 .....	10
(4) 関係自治体等の環境行政の現状 .....	25
2章 広域行政の現状 .....	33
(1) 広域行政圏制度 — 多摩北部都市広域行政圏を事例に — .....	34
(2) 一部事務組合 — 柳泉園組合を事例に — .....	43
(3) 統一条例 — 菊池川水系の河川環境保全を事例に — .....	45
3章 国分寺崖線の総合的環境保全施策の提案に向けて .....	51
(1) 広域的な環境保全の必要性 .....	51
(2) 広域行政の現状調査の結果から .....	54
(3) 『国分寺崖線保全自治体間条約』の具体化へ .....	57
参 考 資 料 .....	61

# 第 1 章

# 第1章 国分寺崖線の現況

## 1-(1) 国分寺崖線の自然環境等の現状

国分寺崖線は古多摩川の流れによって形成された河岸段丘である。多摩川水系支川である野川に沿って存在し、関係する自治体は国分寺市、小金井市、三鷹市、調布市、世田谷区の5市区である。但し、野川本川に関係する自治体としてはこれに府中市及び狛江市が加わる。本調査研究の対象とする「国分寺崖線」は、総合的な環境保全をテーマとすればこの野川本川との関係が不可欠である。したがって、現状調査の対象地域には野川本川を含めている。

### 1) 現況調査

現況調査は以下の方法で行った。

- ① 野川の各橋梁の中心から上流及び下流方向に対しての写真撮影
- ② 国分寺崖線の現況を把握するため、開発事業計画地等を中心とした写真撮影
- ③ 国分寺崖線及び野川本川を撮影した空中写真の入手
- ④ 東京都環境保全局の調査資料（崖線保全促進区域図及び自然環境の保全及び活用に関する調査報告書）の入手
- ⑤ 関係自治体の行政資料の入手

このうち①及び②の調査記録は別冊『野川環境保全課題資料集』（以下、資料集と略す）に掲載した。

### 2) 国分寺崖線の自然環境等の現状

関係自治体等が国分寺崖線の自然環境等の現状をどう捉えているかについて、入手した行政資料を基にして以下その概要を抜粋整理した。

【国分寺市】「国分寺崖線…多くの所に清水が湧き、湧出した水は野川にそそいでいる。しかし、都市形態の変化などから湧水量の減少は避けられず、また公共下水道の普及などにより野川の水量も減少している。（中略）一方、緑については、…無秩序な開発に伴い、自然林や生産緑地を減少させる一因となった。本市における、自然環境を保っている緑地は、…大きな農地と、国分寺崖線沿いに点在する樹林、屋敷林、社寺林等で占められている」（国分寺市基本計画 1992.3）

【小金井市】「本市のみどりを代表するものは、「はげ（国分寺崖線）」、玉川上水の桜、…屋敷林などです。しかし…昭和30年代後半からの急激な宅地化により多くが失われました」「…雨水の地下浸透が妨げられて、樹木の育成が阻害されたり、「はげ」の湧水量の減少がもたらされています」（小金井市長期総合計画 1988.12）

「小金井市の樹木・樹林地、農地、草地などのみどりで覆われているところは、市の面積の32%にあたる363.09haです（1990年 8月現在）」

（小金井市緑地保全等計画 1991.3）

【三鷹市】「三鷹の緑は市街化のために減少し続けており、とくに、畑地の宅地化と武蔵野の面影を残す雑木林の減少が顕著です。原因はいくつか考えることができますが…大規模な緑とくに樹林は相続税の犠牲になっている…。（中略）市域は、4つの河川が流れていますが、神田川、玉川上水、野川水系沿いには緑が比較的残っています。そのうち、野川水系にある緑地の一部は市の自然環境保全地区指定されています」

（三鷹市緑計画 1988.7）

【調布市】「市内に残る武蔵野の自然。しかし、崖線や雑木林は減少傾向」「大都市周辺地域としては比較的自然にめぐまれており、武蔵野の面影を残す景観が随所にみられます。しかし、近年は、住宅などの建設に伴い、雑木林や崖線の緑が減少しており、保全の必要性が叫ばれています」「BOD値は上流と下流が高く、中流域である調布市内では低くなる傾向がみられ、市内を流れる野川の水質は比較的よくなっています。…これは、流域の下水道整備とその後の下水道接続率の上昇による効果があらわれているものと考えられます」（92調布市環境保全のあらまし 1993.3）

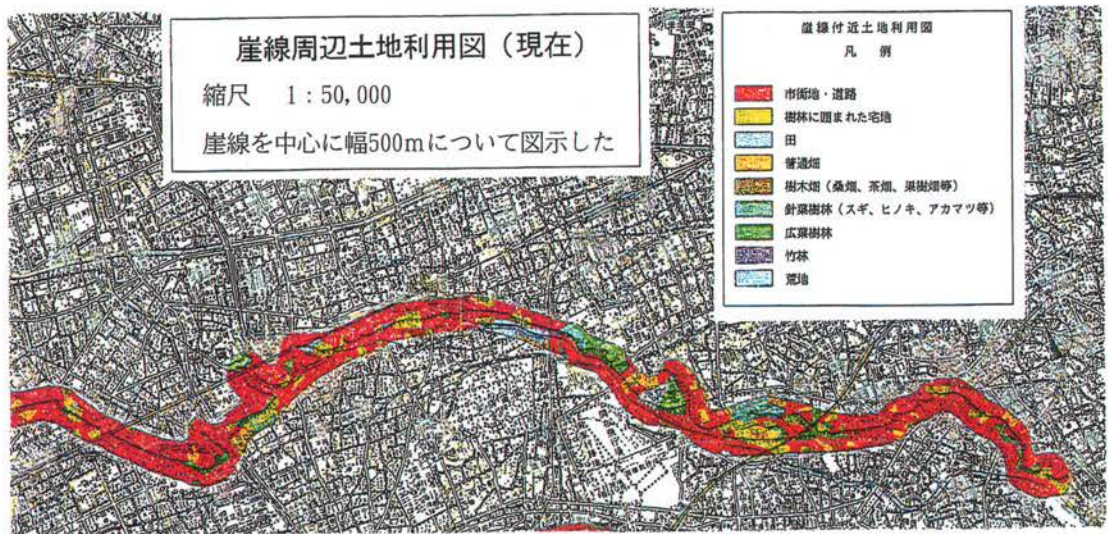
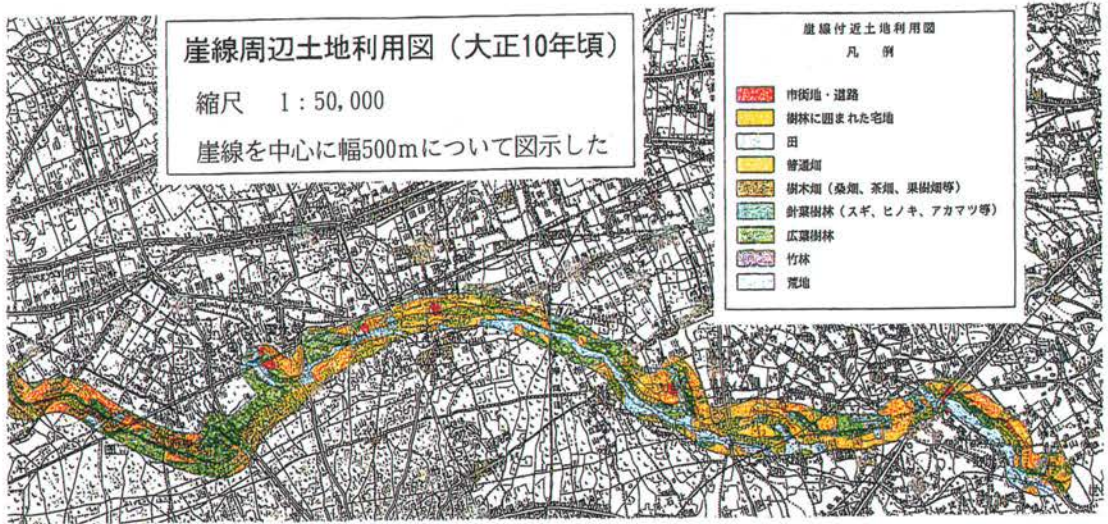
【世田谷区】「多摩川、野川と国分寺崖線一帯は、世田谷の自然環境の主要な資源であるとともに、緑地や地下水、生物の生息域として生態的に連続している貴重な場所である。区内の自然環境は、都市化の進行により、これまで比較的豊かであった西部地域をはじめ、区全体として失われてきている。（中略）国分寺崖線は、区内の樹林、草地の2割近くを占める。（中略）…地下水や湧水などの水量減少による河川水量減少や、生活排水等による汚濁もあり、生物の生息環境としての質は低下してきている。（中略）自然環境の地域差としては、…南西部は、最も広大な自然環境を呈しており、多摩川、野川を軸に、多くの鳥や水生生物からなる多様な生物相が形成されている」

（世田谷区環境基本計画 1996.3）

【東京都】「野川…環境基準点のBOD75%水質値は 9.1mg/ℓで、D類型の環境基準を達成していない。(中略) 都市化の進展に伴う湧水の減少等によって河川の平常時流量が少なくなっている」 (東京都水辺環境保全計画 1993.3)

「…石神井川や神田川、野川沿いなどにおいても、崖線の緑が残されている。これらの崖線は、市街地を緑で縁取る重要な要素であり、また、崖線沿いには湧水も多く、貴重な景観資源となっている」 (東京都都市景観マスタープラン 1994.3)

東京都環境保全局では、1993年に国分寺崖線についての「自然環境の保全及び活用に関する調査」をまとめた。この調査結果から、大正10年頃と現在の土地利用状況の変化が分かる。下図は、崖線を中心に 500m幅についての土地利用を示したものである。



(出典 自然環境の保全・活用調査/立川・国分寺崖線調査資料 1993.3 東京都環境保全局)

## 1-(2) 野川流域における環境保全市民活動の経緯

全国的にみて、野川流域における水環境を中心とした市民団体による「環境保全活動」は先行的かつ多様な展開が行われてきた。

主な市民団体は以下のとおりである。

団 体 名	連絡先所在地
AMR (アメニティ・ミーティング・ルーム)	世田谷区
井戸端議会小金井	小金井市
エコロジカル野川実行委員会	小金井市
大沢住民協議会	三鷹市
くじら山下原っぱを考える連絡会	小金井市
小金井クリーン野川研究会	小金井市
小金井の環境をよくする連絡会	小金井市
国分寺・地下水の会	国分寺市
国分寺テラ・フォーム21	国分寺市
三多摩問題調査研究会	小金井市
竹の子会	小金井市
調布の地下水を守る会	調布市
東京農工大学農学部土壌水界環境学研究室	府中市
野川で遊ぶまちづくりの会	調布市
野川に親しむ会	狛江市
野川ほたる村	小金井市
野川流域自治会懇談会	調布市
原っぱを守る会	府中市
府中の水を考える会	府中市
ほたるの里・三鷹村	三鷹市
武蔵野はらっぱまつり実行委員会	小金井市
わんぱく夏まつり実行委員会	小金井市

(『野川さんぽ地図』1993年8月より)

また、これらの団体の活動内容はその手法や目的等の違いによっていくつかに分類できる。

- A. 調査活動を中心としたもの
- B. 生物を象徴として取り組むもの
- C. 自然空間での遊びをとおして取り組むもの
- D. 問題の対応のために組まれたもの
- E. 学習会活動を中心としたもの

このような多くの活動団体の中で、先駆け的な団体として「三多摩問題調査研究会」が挙げられる。以下、この会の活動経緯をみながら野川流域における市民団体の動向について概要を述べる。



### ① 水環境問題への取り組み～1970年代中頃

高度成長期における武蔵野台地の宅地化、人口の増加は、下水道等の生活基盤整備の進捗よりも高く、未処理の生活雑排水の河川への流入から著しい水質汚濁が生じた。また、湧水の水源である地下水（浅層）をかん養する緑地が減少しはじめ、雨水の地下浸透を阻害し、湧水の減少をもたらした。野川においても、周辺市民から「臭い川にフタをしろ」などの声が出る状況となり、それに疑問を抱いた市民有志らが1972年「三多摩問題調査研究会」を結成した。研究会は、周辺市民への意識調査をはじめ、湧水地点の確認とその周辺環境の調査、湧水量の定期的調査に取り組んだ。

### ② 湧水保全をめぐる行政と市民の対立化～1970年代後半

野川流域の代表的な湧水地点である、小金井市の「滄浪泉園」にマンション計画があることが1975年末に判明。翌年、地元町会と研究会が中心となって「滄浪泉園の保全を連携しておし進める会」を結成し、保全に向けての具体的な行動を始めた。その結果、同年末には東京都が「緑地保全地区」として買収し、保全が図られることになった。一方、滄浪泉園問題と同時に地下水に大きな影響を与える事件も進行していた。1975年4月、小金井市内の民家の庭に地盤凝固剤が噴出したのである。近くで行われていたシールド工法による地下排水口の建設工事によるもので、当時、地盤凝固剤による井戸水汚染が国内各地で数例問題化されていた。「仙川小金井分水路工事」と呼ばれ、野川の支流である仙川の洪水を地下水路を通して野川に放流する治水対策であった。この水路の埋設場所が湧水の水源である地下水（浅層）にあたっていたため、湧水の枯渇、地下水の流れへの影響、地盤凝固剤による地下水汚染が懸念されたのである。地元住民と研究会が中心となり1976年「危険な仙川小金井分水路工事から生命と水を守る会」が結成され、工事反対運動が展開された。対立は、東京都（その後は国）を相手に工事差止め仮処分訴訟へと進んだ。地裁判決では一時中止勧告が出されたものの、1989年高裁において抗告の棄却で結審した。工事は裁判で結審する約1年前に完成した結果、裁判制度（仮処分）そのものの実効性も問われた。

### ③ 湧水・地下水への関心の高まり～1980年代後半

私たちが日常口にする水道水の味や安全性に対する不安が高まる中で、地下水のおいしさに関心が寄せられた。厚生省による“おいしい水”の判定基準の公表や環境庁による「名水百選」の影響など、いわゆる名水（湧水）ブームのはじまりである。その一方で、安全でおいしい地下水に対する「有機塩素系化合物」による水質汚染問題が社会問題化したのである。野川流域の市民らの中から、この時期に行動を起こす、先の表に掲げたいくつかの団体が結成されたのである。

### ④ 湧水地の保全から「水みち調査」へ～1990年代

小金井市における「滄浪泉園」の問題は、いわゆる湧水地点の保全である。湧水の減少は、地価

の高騰を背景にしてこれまで宅地として適さない崖地の宅地化を促すことになった。建築物にとって「湧水」は排除すべき対象物であって、その枯渇はデメリットにならない。しかも、止水工法の発達でたとえ湧水があっても建築が可能になってきたのである。湧水の減少は、それらを水源とする野川の河川環境にも直接的な悪影響をもたらす。武蔵野台地における地下開発は、今後さらに行われることが避けられないとすれば、湧水保全のための手立てが必要である。ある湧水に寄与する地下水の流れの難易さには差がある。流れ易い所を「水みち」として想定し、そこにあたる地下開発は可能な限り避けることは対策の一つである。「水みち」を視覚化した「水みちマップ」の作成活動は、このような背景の中でスタートした。三多摩問題調査研究会の呼び掛けで、野川流域の自治体の市民らが各地域を受け持って調査が行われた。

#### ⑤ 河川改修工事と河川環境の保全をめぐる

野川は“あばれ川”と呼ばれたほど、過去に溢水被害が発生した都市河川である。この溢水対策のため、小金井市内の野川に沿って3つの調節池が計画された。このうち野川右岸第2調節池の工事の際に護岸がコンクリート3面張りにされることになった。これに対して地元市民らから、河川環境への影響を懸念する声があがり、東京都との交渉がはじまった。この結果、一部コンクリート護岸を削がして土盛りすることに設計変更されたのである。この問題は、河川環境の視点に立った改修方法を求める市民からの動きであり、その後の河川審議会答申「今後の河川環境のあり方について」にも反映されていくことになる。もう一つの調節池（第3）についても、その予定地が広範な市民から利用されている“くじら山下原っぱ”と呼ばれる空間であったため、その計画の是非が問われている。この問題を考えるため市民らは“くじら山下原っぱを考える連絡会”を結成し、東京都との交渉と保全を求めての請願活動を展開している。現在は予算を付けない“棚上げの状態”になっており、今後の進展が注目されている。調布市内においては、治水工事ではなく親水工事である“いこいの水辺整備事業”が行われ、他県から搬入した岩石による護岸整備に対して市民の不評を呼んだ。この事業では、新たに水辺に降りるための階段が設置されるなどの整備がされたが、市民と施工者の河川環境の捉え方、視点の違いが表面化したのである。また、岩石の採石場所の環境破壊の問題も内包している。

以上のように、野川流域では三多摩問題調査研究会による取組みから始まって20年余り、社会環境の変化もあって、水環境等に関心を寄せる市民も増加し、その中から実際に行動する団体が設立された。その結果、これらの団体を結ぶ連絡会として“野川ネットワーク”も立上がり、地域の問題から野川全体の視点を持った動きがはじまりつつある。但し、その運営を担う市民有志らの負担は大きくなりつつあり、それを支える仕組みが必要不可欠になってきている。野川をめぐる様々な問題を関係者（市民、行政等）らが話合う“場”づくりが今後求められている。

### 1-(3) 野川流域における環境保全課題

国分寺崖線及び野川本川に直接的に関わる開発事業計画には、再開発事業、都市計画道路、下水処理場計画などがある。この他、崖線沿いの土地については宅地化が虫喰い的に進行している。

以下に、開発事業計画とその影響される懸念事項等について野川上流より順にまとめた。

【開発事業計画名】	【懸念事項】
都市計画道路／国3・4・6	東恋ヶ窪谷戸最北部の破壊
西国分寺地区特定住宅市街地総合整備促進事業 (旧国鉄中央学園跡地再開発)	湧水かん養域の減少
都市計画道路／国3・4・11	崖線地形の部分的破壊
JR中央線地下化予定線 (中央線複々線化事業)	湧水の減少、地下水流動変化
都市計画道路／小3・4・14	崖線地形の部分的破壊
都市計画道路／小3・4・12	崖線地形の部分的破壊
都市計画道路／小3・4・1	崖線地形の部分的破壊
都市計画道路／小3・4・11	崖線地形の部分的破壊 河川景観の悪化
野川下水処理場建設計画	処理水放流による河川環境への影響
都市計画道路／三3・4・20	国立天文台崖線地形の連続的破壊
都市計画道路／調3・4・6	崖線地形の部分的破壊
都市計画道路／調3・4・30	崖線地形の部分的破壊
都市計画道路／調3・4・11	河川景観の悪化
都市計画道路／調3・4・27	河川景観の悪化 崖線地形の部分的破壊
都市計画道路／調3・4・24	崖線地形の部分的破壊
都市計画道路／調3・4・7	河川景観の悪化
都市計画道路／調3・4・17	崖線地形の部分的破壊
外側環状線及び補217号線	河川景観の広範囲な悪化 崖線地形の部分的破壊

以上の開発事業の具体的な計画地域については次頁以降の図及び空中写真に示す。都市計画道路予定線のうち、計画決定部分（事業の見込みはたっていない）は赤線、事業決定済（施工中）のものは緑線で表した。また、青線は都市計画河川予定線を指している。尚、現況写真は資料集（3. 国分寺崖線現況写真）に掲載したのでここでは省略する。

これらの開発事業計画のうちその影響が大きいものとして、①西国分寺地区特定住宅市街地総合整備促進事業、②JR中央線地下化予定線、③野川下水処理場建設計画、④都市計画道路／三3・4・20及び⑤外側環状線及び補217号線を挙げることができる。

国分寺市の西国分寺地区特定住宅市街地総合整備促進事業は、旧国鉄中央学園跡地を中心とした約32ヘクタールの再開発事業である。用途としては住宅、公園、学校用地等である。事業地が野川源流域の湧水の重要なかん養域であることから、地元市民や市民団体から環境への影響が懸念された。そのため、計画では湧水地点に近い地域は“公園”として残されると共に、建築物には雨水浸透設備を設置するなど配慮された。

JR中央線地下化予定線は、現在の中央線を三鷹－国分寺間で全線高架化した後の複々線部分を地下化しようとするものである。地下化に際して、野川の湧水源である浅層地下水の帯水層を部分的に遮断することになり、地下水の流動への影響と湧水量の減少が懸念されている。

野川下水処理場建設計画は、調布市の関東村跡地（調布飛行場）内に日量52万トン（最終計画段階）の処理能力を持つ流域下水処理場の計画である。放流口は、三鷹市大沢橋あたりと考えられており、現在の野川の流量の10倍もの処理水が放流された場合の河川環境への影響等について、地元市民や市民団体から懸念の声が出ている。計画規模がその後、下方修正されたが、処理水の水質や河川の再改修問題も残されている。



都市計画道路／三3・4・20号線は計画決定された段階ではあるが、三鷹市にある国立天文台の東側の崖線に沿って東八道路との交差部から南下することから、連続的な崖線地形が破壊されてしまうものである。

外側環状線及び補217号線は、調布市東つつじヶ丘あたりで野川左岸に沿って世田谷区大蔵で東名高速道路と連結する大規模な道路計画である。東名高速道路とのジャンクション建設によって、大蔵5、6丁目の崖線緑地への影響が懸念される。また、野川に沿っての大規模道路及び補助道路の建設は、河川景観を激変させてしまう。

# 野川の環境保全課題マップ

1995年6月現在

## 【凡 例】

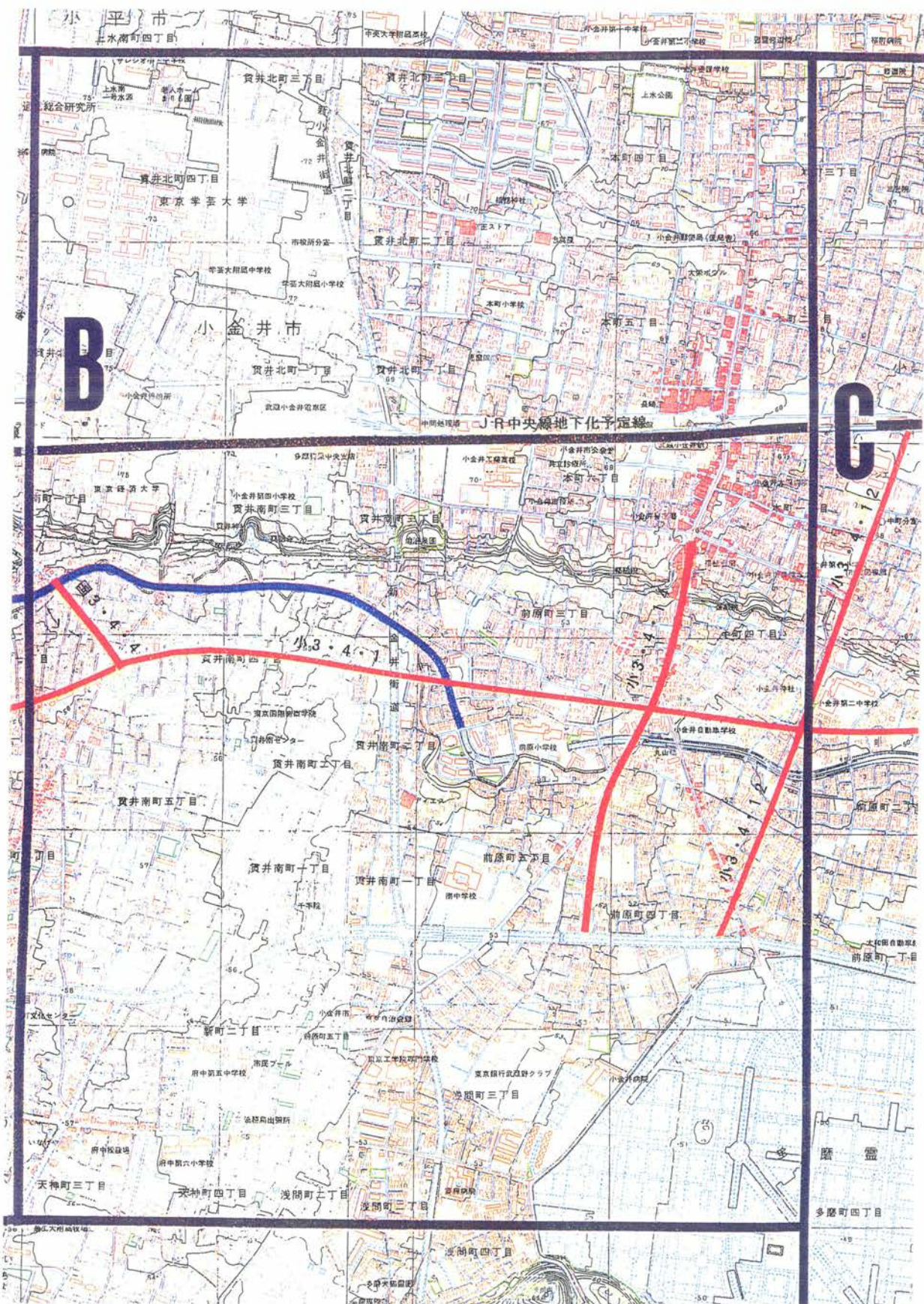
- 都市計画道路予定線
- 計画決定（事業の見込みはたっていない） 
- 事業決定済（施工中） 

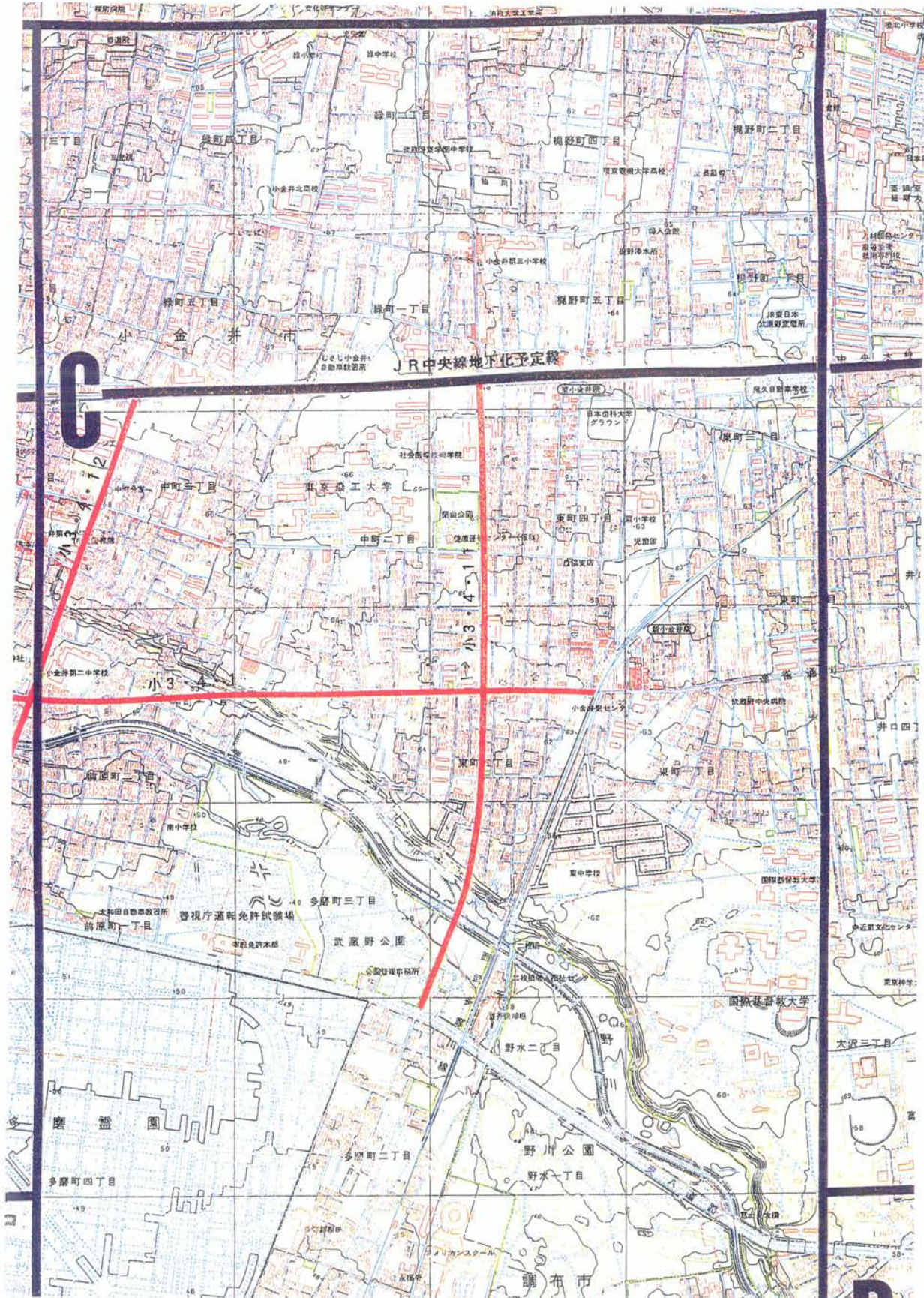
表示；国3・4・4 ⇨ 国文寺都市計画道路3・4・4号線

- 開発予定地域 

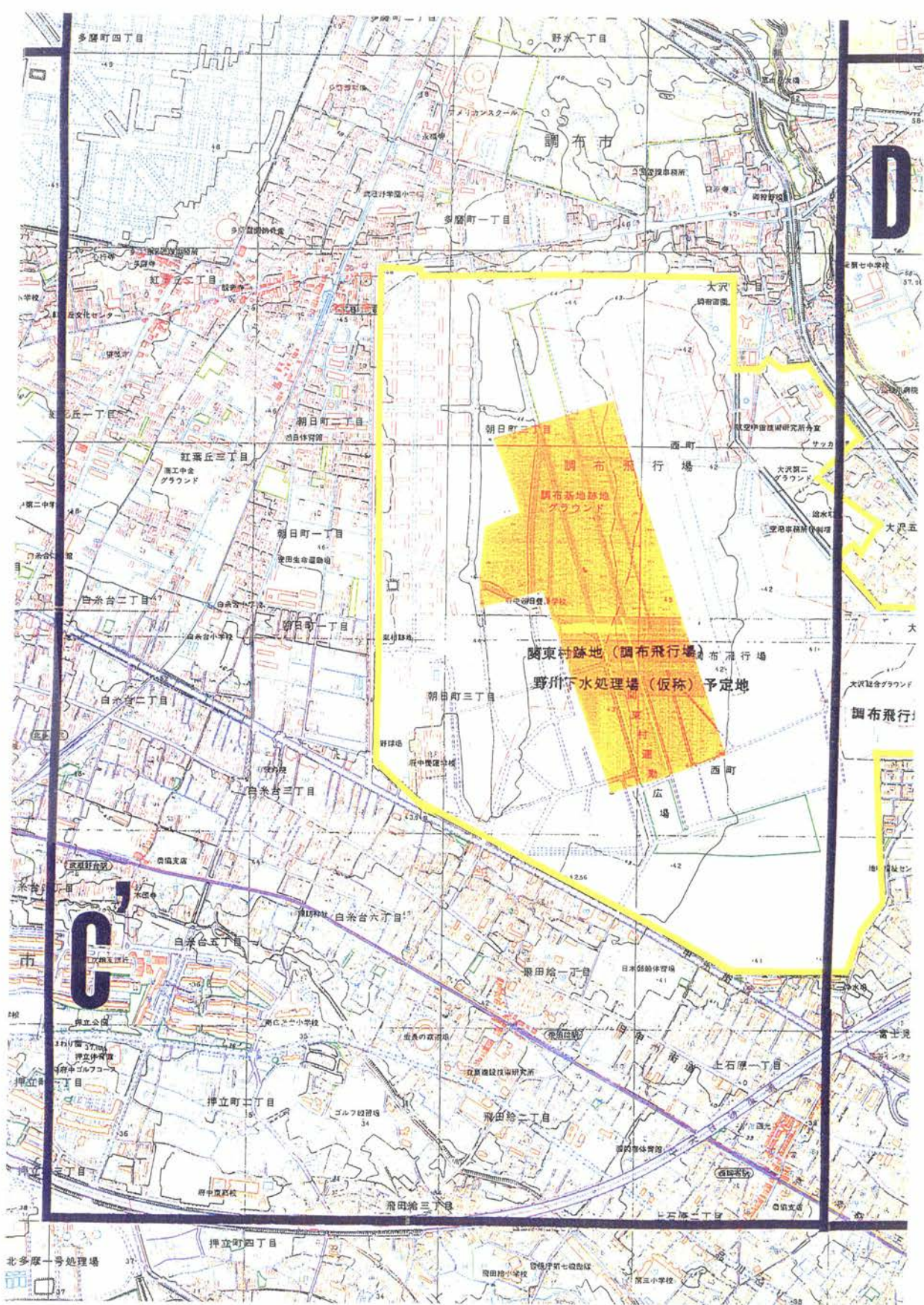
- 都市計画河川予定線 

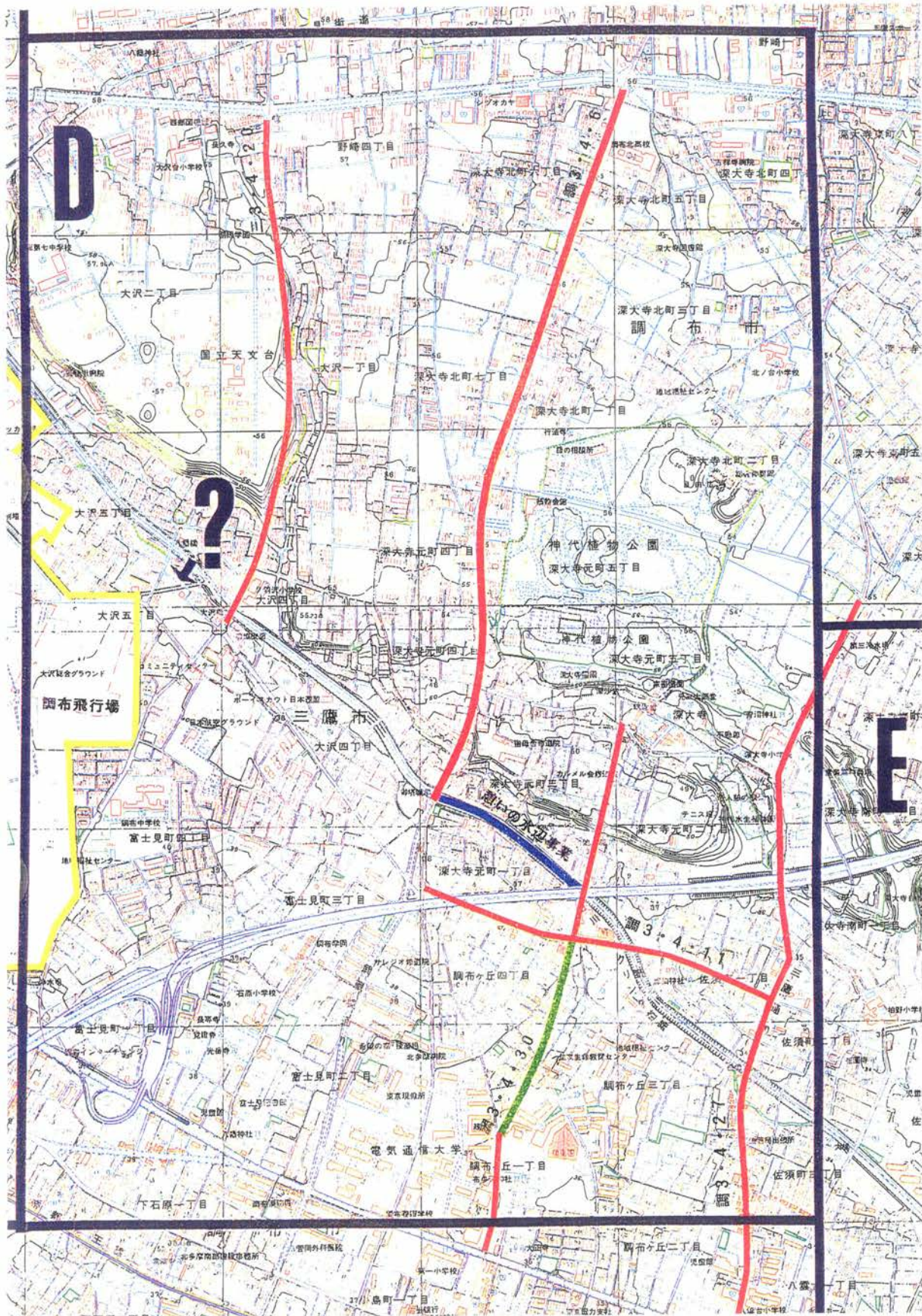


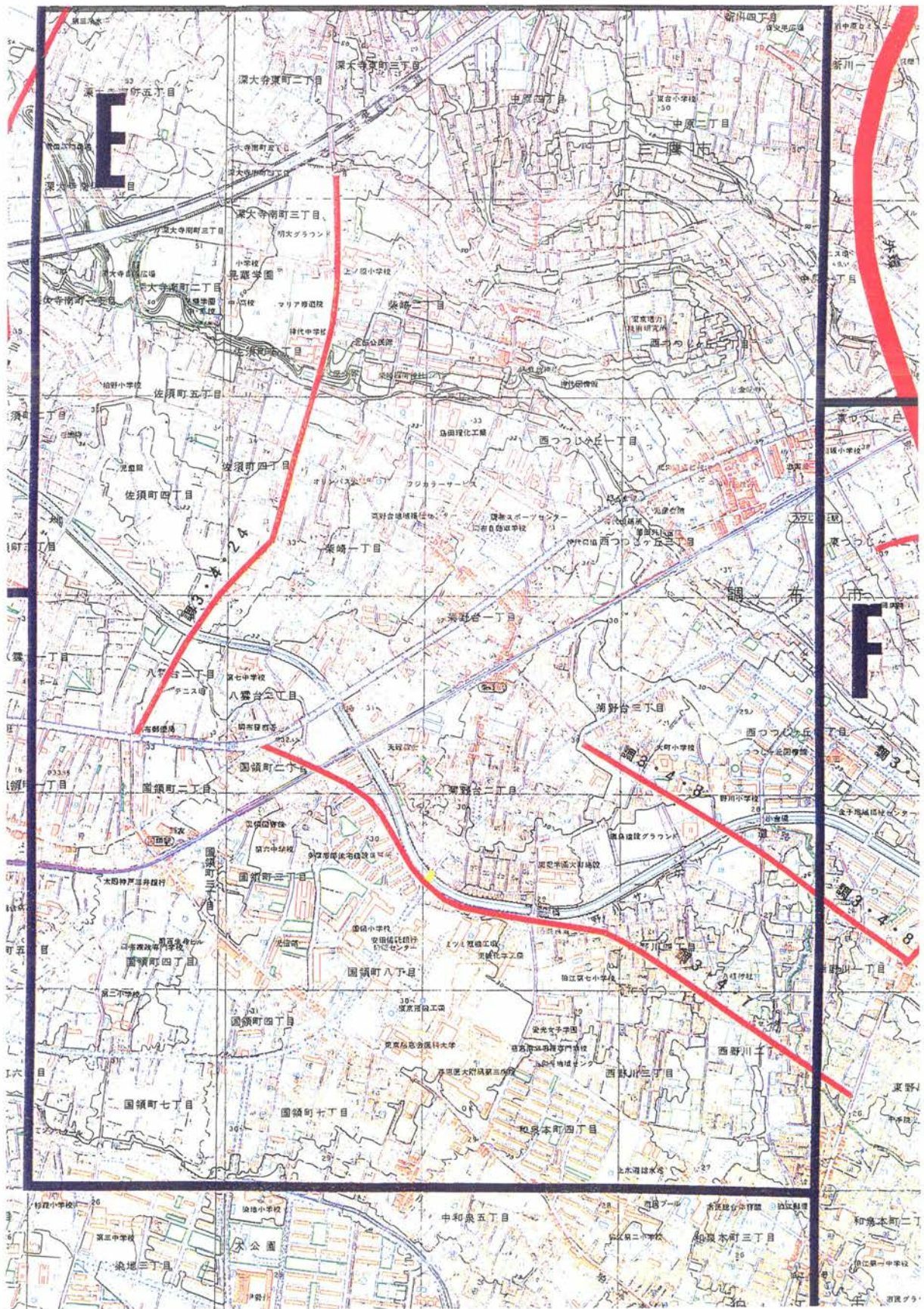


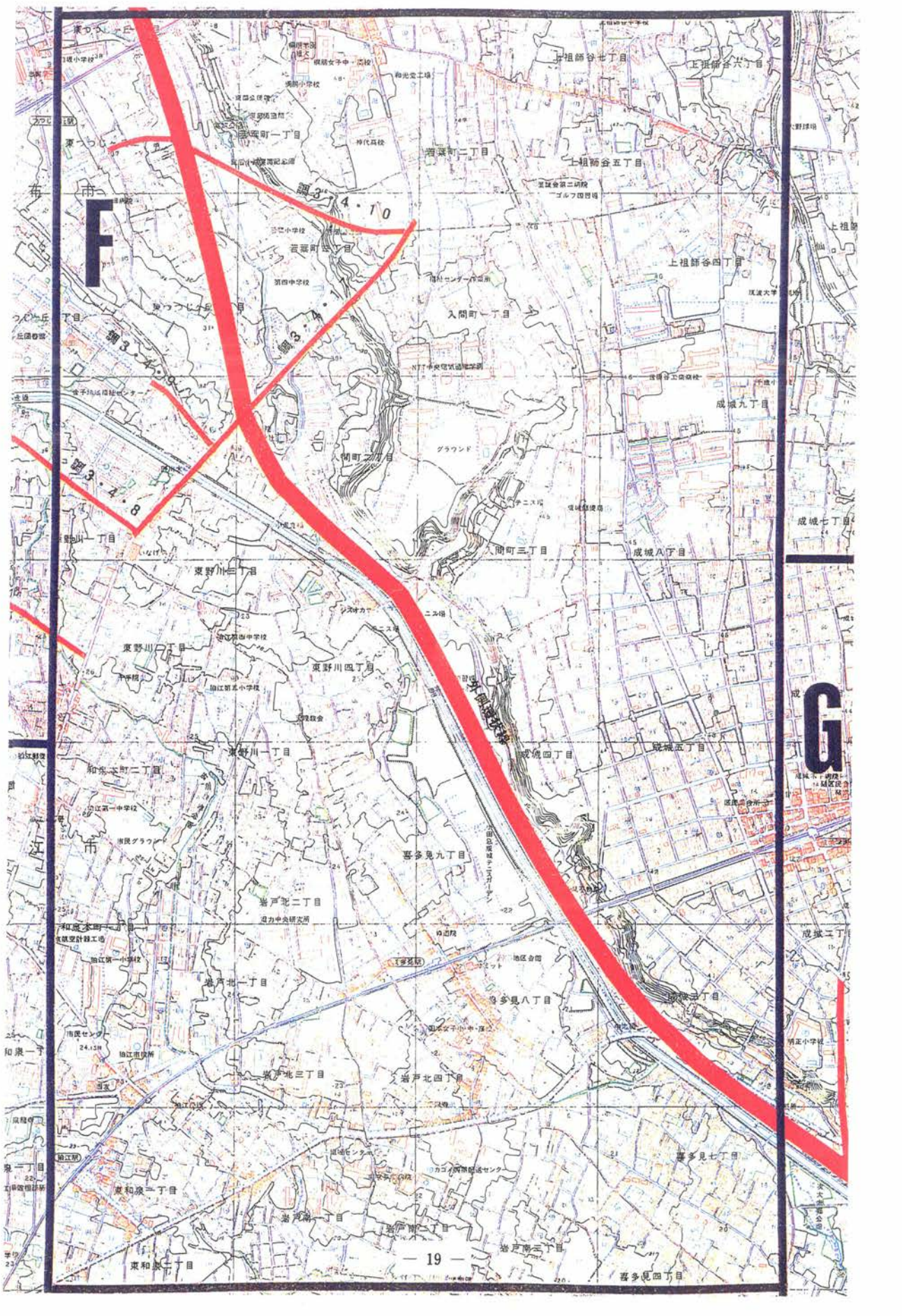






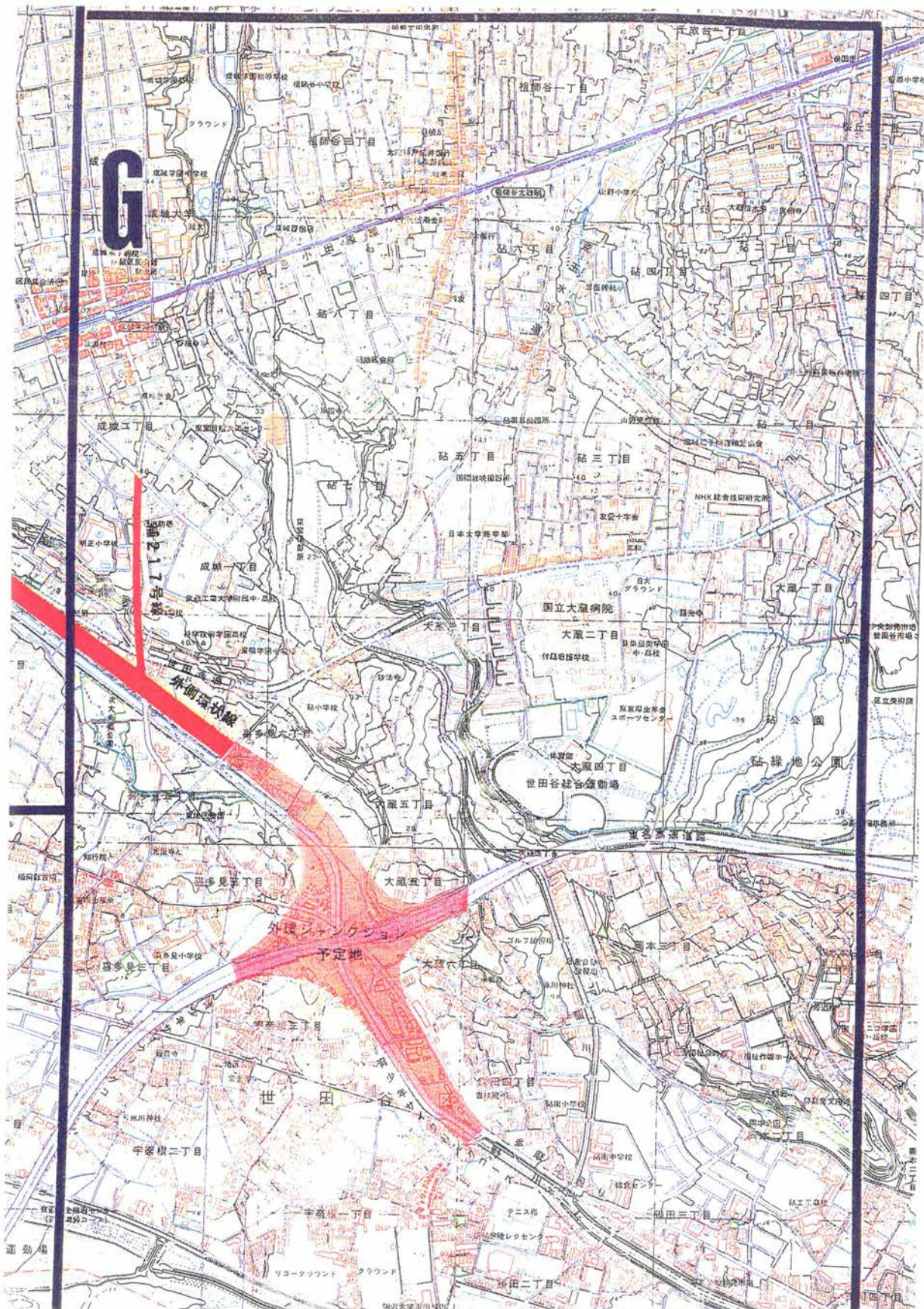


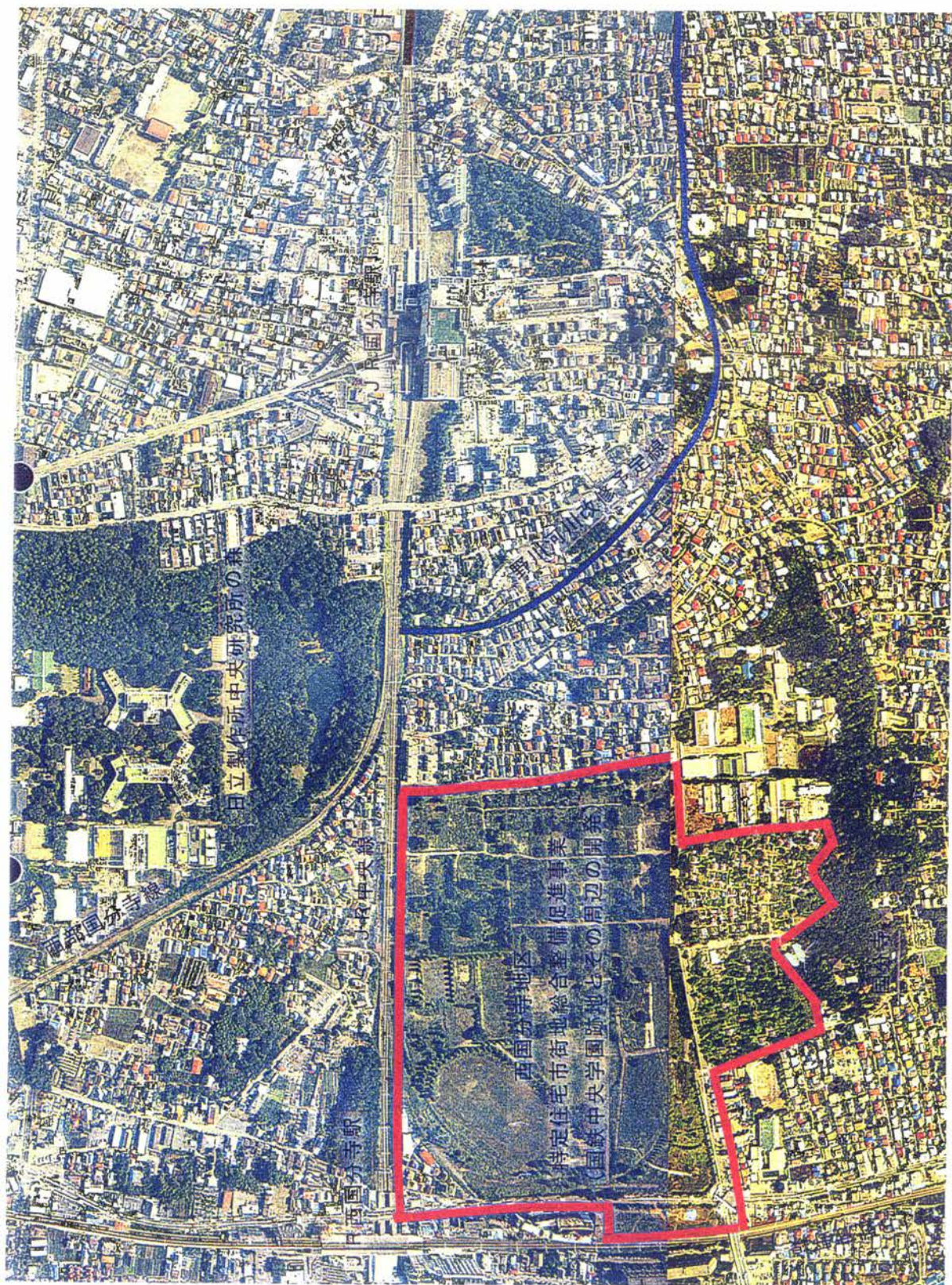


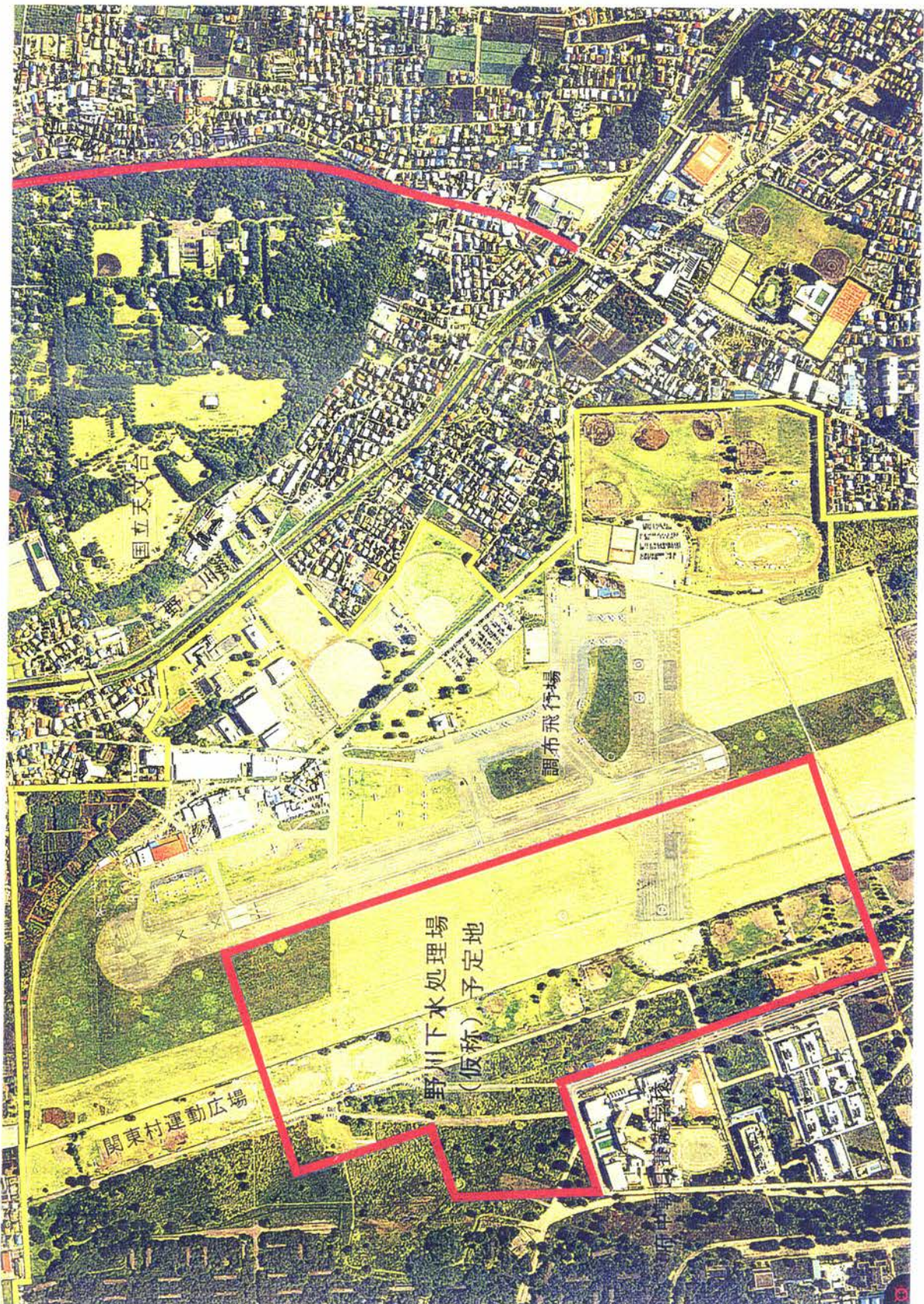


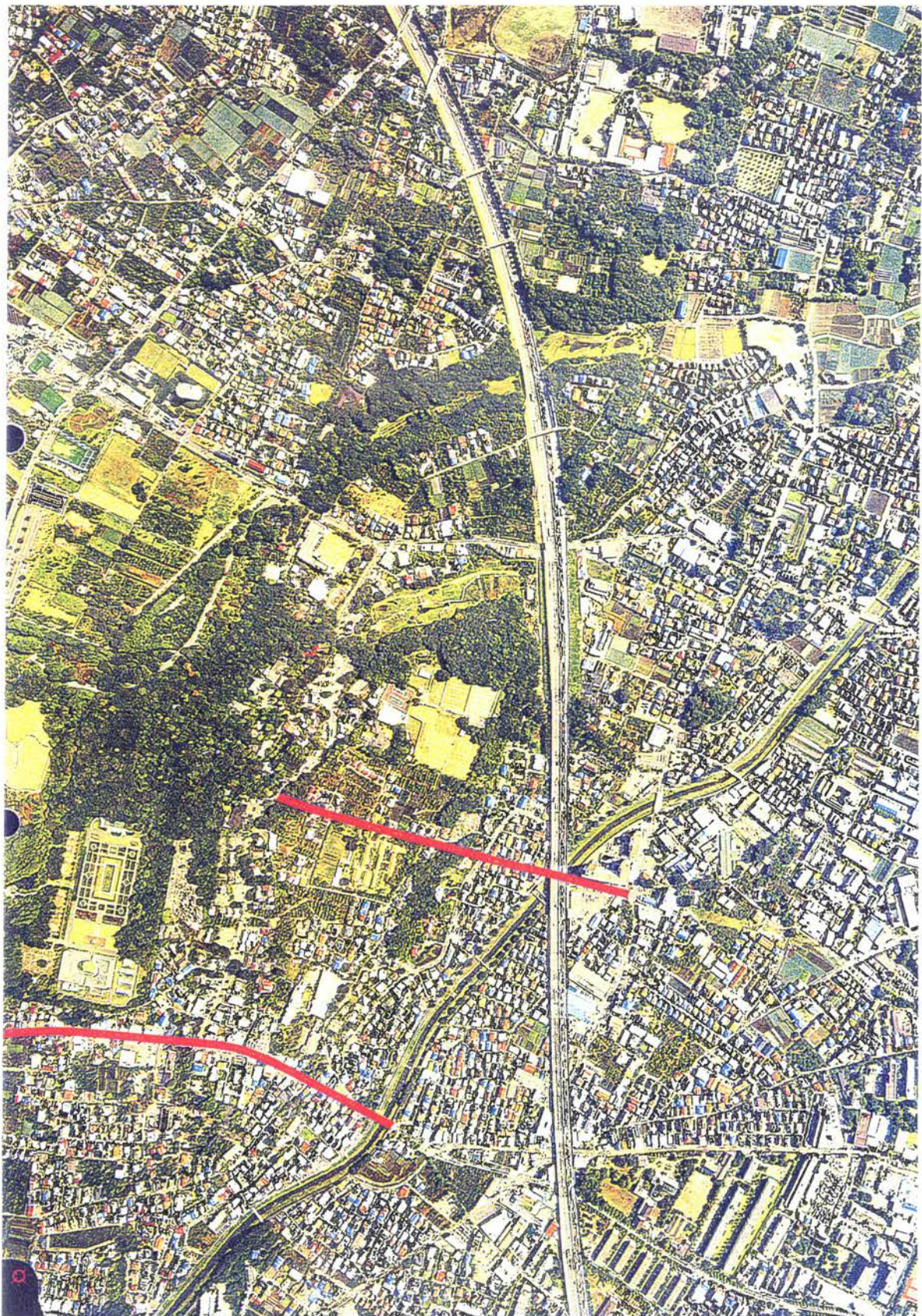
F

G

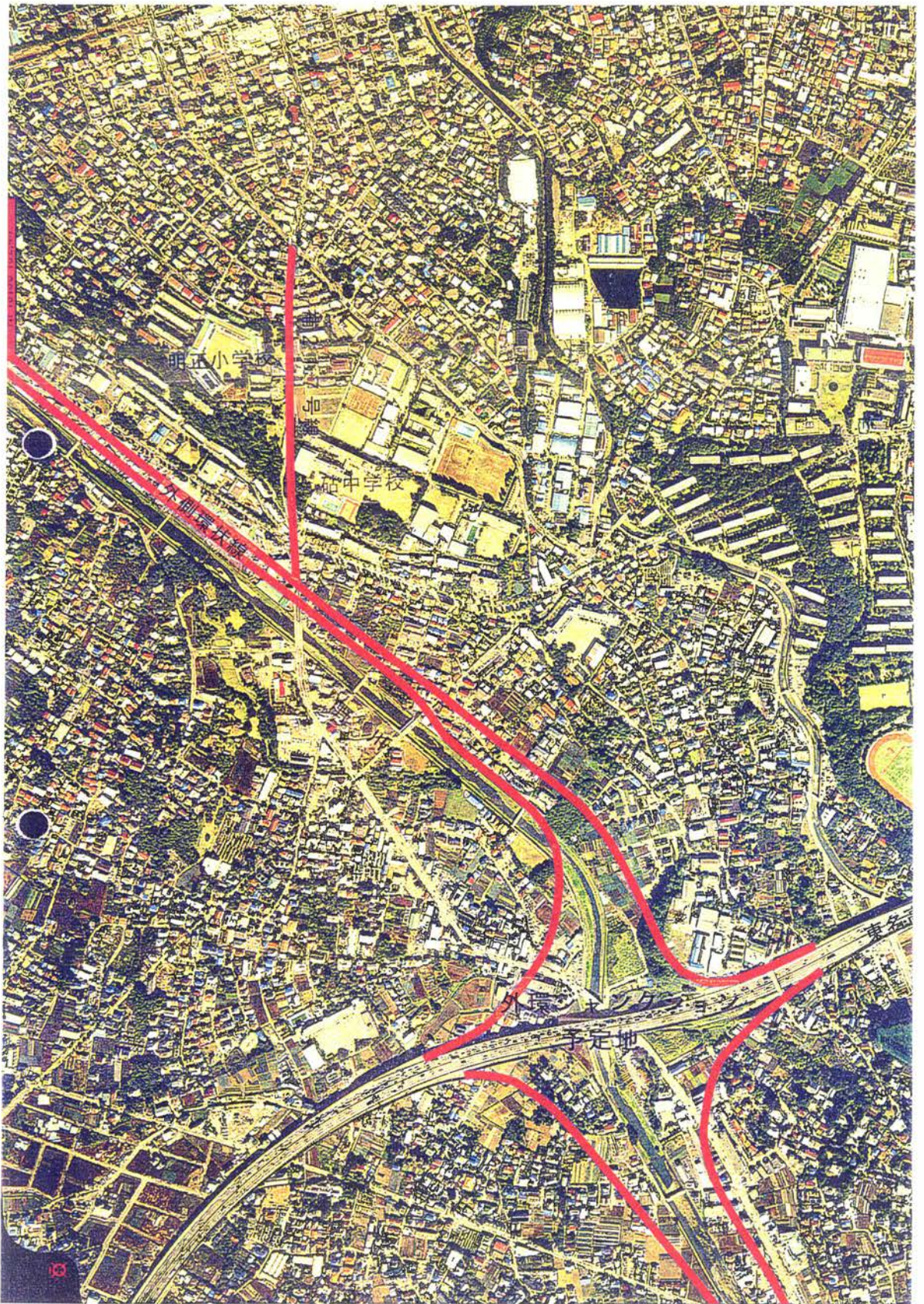












## 1-(4) 関係自治体等の環境行政の現状

### 1) 「野川流域環境保全協議会」の設立

1989年5月14日、世田谷区立次大夫堀公園・民家園において「野川流域環境保全協議会」の設立総会が開催された。この協議会は野川流域の関係自治体である国分寺市、小金井市、三鷹市、調布市、狛江市及び世田谷区で構成された組織で、設立の主旨は以下のとおりである。

野川は、先史より人間の生活とともにあり、その流域は古代武蔵野文化の中心であった。

そこには、国分寺崖線が生み出す無数の「ハケ」が存在し、これらは野川の流れを生み出し、古くから水田農業と流域住民の生活を支えてきた。

私達の祖先はこの地に住み着き、あるときは水害に怯え、あるときは干ばつに苦しみながら野川と「ハケ」を守るため幾多の苦労を重ねてきた。

かつて野川は、川底の微細な砂が識別できるほど澄み、夏には蛍が飛び交い、子供は水遊びに興じ、その清流は日常生活に欠かすことのできない生活用水として利用されてきた。

これらは、私達の祖先が血と汗で守り育ててきた歴史的遺産であり、現代に生きる我々は、これらを健全な姿で次の世代に引き継がなければならない責任と義務がある。

しかし、現在の野川はとうてい健全とは言えない。生活排水の流入、「ハケ」の枯渇、樹林地の消失など、かつての清流が失われて来ている。

「野川流域環境保全協議会」は、これらの問題を直視し、住民と行政がそれぞれの立場で力を出し合い、流域一体となって、野川の自然を守り、育て、みんなが水と緑に親しめる川として後世に継承するため、さらなる一步を踏み出すため設立するものである。

また、協議会規約に記された目的は

豊かで潤いのある野川を次の世代へ継承するため、野川流域にある貴重な自然林やハケからの湧水を保全するとともに、野川の清流を取り戻すための具体的な諸方策を検討し、もって野川の河川環境の改善に資すること。

として、次の事業を推進するものとしている。

- ① 野川流域に残る自然林や「ハケ」からの湧水地等の保全、整備
- ② 野川流域内の雨水浸透施設の設置促進
- ③ 親しめる野川の自然環境の整備
- ④ 関係当局への要請
- ⑤ その他協議会が必要と認めた事業

この野川流域環境保全協議会の構成としては、理事にそれぞれ首長が就任し、委員には各市区の建設及び環境担当の所管が入っている。設立総会の当日、「野川サミット宣言」が採択された。

### 野川サミット宣言

野川は文化である。

野川は我々の社会、経済活動の営みを受けて流れている。

野川の流れるは、我々の生活、文化の現れである。

流れを清らかにし、汚さないようひとりひとりが努めよう。

野川はオアシスである。

野川は都市の川であり、

市民にとって貴重なうるおいとやすらぎの広場である。

みんなが親しめる野川を実現するため取り組もう。

野川は都市を結ぶ絆である。

野川を守り、育てるため、流域が連帯して取り組もう。

そして、野川を媒介として、都市の市民の相互理解と友情を深めていこう。

野川は世代をつなぐメッセージである。

野川は代々の世代によって受け継がれてきた。

われわれもまた、清らかな流れのある、文化の薫り豊かな野川を、

21世紀の世代へ伝えるため、みんなで野川を育てていこう。

野川サミットの宣言後、どのような具体的な展開がなされているのだろうか。以下は、1994年度の事業経過及び95年度事業計画である（平成7年委員会議案並びに関係資料）。

【1994年度の事業経過】

開催年月日	事業名	内容
94. 4. 15	第1回幹事小委員会	1) 理事・委員の変更について 2) 平成6年度議案集の作成について 3) その他
94. 5. 20	第1回委員会	1) 平成5年度事業経過並びに監査報告について 2) 平成6年度事業計画並びに予算について 3) その他
94. 8. 26	第2回幹事小委員会	1) 野川のアルバム作成について 2) 研修・見学会の開催について 3) その他
94. 10. 25	第1回研修・見学会	1) 見学会…次大夫堀公園他 2) 講演会…世田谷区の野川の河川環境について
94. 11. 29	第3回幹事小委員会	1) 野川のアルバム作成について 2) その他
95. 3. 23	第4回幹事小委員会	1) 野川のアルバム作成について 2) その他

【1995年度の事業計画】

1. 委員会	年2回（事業計画及び予算・決算）
2. 幹事小委員会	年3回（事業計画及び予算・決算）
3. 見学会	年1回
4. 研修会	年1回
5. 促進のための市区事業及び調査	1) 事業 アルバム作成 2) 調査 年1回
6. 促進のための事業後援	若干団体
7. 促進のための関係当局への要請	年1回

これらから、協議会としての独自事業として挙げられるのは「アルバム作成」のみである。ちなみに、1994年度の年間予算の総額は約35万円であった。設立5年後のこのような活動実態から協議会の位置付けについて考えるならば、関係自治体担当者相互の情報交換の場であり、かつ具体的な施策については次節に述べたように各市区の対応に委ね、積極的な広域的環境行政施策の展開を意識していないものといえよう。広域的環境課題（目的）に対する手法としての協議会の役割が、この場合とくに希薄となっている。

## 2) 各市区における野川流域環境保全事業

関係自治体における野川流域環境保全事業のメニューは下記のとおりである。

- 【国分寺市】 湧水地の保全／湧水量調査／水質調査／雨水浸透ます設置助成制度／保存樹林指定／保存樹木指定／公共施設の緑化／歴史・文化のコミュニティ道の整備／ポケットパークの整備／お鷹の道整備保全／姿見の池・恋ヶ窪水路復元整備／砂川用水浸水化事業／花街道の推進
- 【小金井市】 雨水浸透施設調査／水量・水質調査／地下水調査／雨水連続調査／湧水定期調査／護岸上植栽設置／湧水地の保護／保存樹木指定／環境緑地指定／公共施設の緑化／用水路整備
- 【三鷹市】 地下水涵養／自然環境保全地域の指定／保存樹林・樹木指定／湧水地の保護／湧水循環装置による清流復元／雨水浸透施設設置／遊歩道の整備／歩行者自転車専用道の整備／武蔵野の路整備／丸池公園の親水公園化計画／親水性護岸整備／高水敷の緑化／ポケットパークの整備／親水性河床整備
- 【調布市】 雨水地下還元対策／湧水調査／水質分析／多摩川・野川水量水質調査／50ミリ対策推進運動／枝水路の整備計画／雑木林の道整備計画／武蔵野の道構想実施／サイクリング道路・遊歩道の整備／自然ガイドブック作成／緑と水辺の散歩道ガイドマップ作成／保存樹木指定／保存樹林指定／隣接公有地の活用／仙川崖線保全整備／緑化条例／緑の保全基金条例
- 【狛江市】 雨水浸透施設整備／雨水浸透助成制度／地下水の保全・涵養／水質調査／保存樹木指定／保存樹林指定／公共施設の緑化／サイクリング道路・水際散歩道・武蔵野の路整備／岩戸川緑道清流の復元／ポケットパークの修景施設／野川のいこいの水辺整備

【世田谷区】 雨水浸透施設整備／雨水浸透民間助成／雨水浸透施設試験／水量・水質調査／雨水再利用／保存樹木指定／公共施設緑化推進／親水公園の整備／地域緑化の推進／自転車道の整備／環境護岸の整備／特別保護区指定／水際の散歩道整備

### 3) 東京都における崖線保全

1994年発表された「東京都都市景観マスタープラン」（東京の景観形成を総合的かつ計画的にすすめるための指針）では、「崖線」の景観特徴を以下のように述べている。

- 上部の台地、下部の低地、斜面それぞれの土地の利用が異なり、変化に富んだ景観をつくっている。
- 台地には、畑地や樹林地の緑、神社や寺院、古墳などの史跡が多く、富士山や丹などの山なみが望める地点が多い。
- 崖線には、スカイラインを形成する斜面緑地、変化のある坂道、地下水が湧き出す崖（はげ）が多い。
- 低地には、豊かな自然が残る小河川や湧水地などが多い。

マスタープランでは「景観基本軸」を11とし、その中に「多摩川・国分寺崖線軸」を位置づけ、「多摩川沿いの地域と、国分寺崖線及び立川崖線を中心とした川沿いの地域で、武蔵野台地の地形構造を顕著に表しており、東京の景観を構造づける主要な軸である。また、多摩川と国分寺崖線が、水と緑の縁取りをつくりだし、武蔵野台地の南の境界を視覚的に示している」としている。そして、東京の崖線を東西に大きくつなぐ「緑と水の帯」として保全し、拡大していくこと、地形的特徴を生かし、歴史・文化遺産を活用した個性ある景観、地域の生活の場としての景観づくりを「景観形成基本方針」として挙げている。

具体的な保全手法としては次のような施策がとられている。

#### ① 保全地域

「東京における自然の保護と回復に関する条例」によって、緑地保全地域等の指定制度があり、国分寺崖線においては「姿見の池緑地保全地域」がある。

#### ② 緑地保全地区

都市計画法に基づいて、都市計画区域内の良好な自然環境を形成している土地を緑地保全地区として指定している。国分寺崖線においては小金井市の「滄浪泉園」と世田谷区の「成城みつ池」がある。

#### ③ 保存樹木、保存樹林

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法に基づいて、区市町村長が指定できる制度として、「保存樹木」及び「保存樹林」がある。保存樹林の対象となるのは500㎡以上の優れた樹林地となっている。

#### ④ 風致地区

都市計画法に基づいて、都市の風致を維持するための指定制度であり、世田谷区内の国分寺崖線が含まれている。

この他、東京都では崖線における開発の進行、樹木の伐採や湧水減少等の自然環境の悪化に対して、「崖線保全のための保全地域制度の運用方針について」を定め、崖線保全に向けた展開をはじめている。これは、保全地域制度や保存樹林制度等の運用についての考え方を示して積極的な保全を図ろうとするものである。

##### 崖線保全のための保全地域制度の運用方針について

- (1) 東京都は、崖線及びそれと一体となった樹林地、湧水等を保全するため、「東京における自然の保護と回復に関する条例」第31条に定める「緑地保全地域」の指定制度を運用し、その積極的保全を図る。
- (2) 保全の対象とする崖線は、国分寺崖線及び立川崖線（青柳崖線、拝島崖線、千ヶ瀬崖線、天ヶ瀬崖線を含む）の区域を優先し、保全する範囲は、崖線を構成する地形、植生、湧水とする。
- (3) 東京都は、対象となる崖線について、地形、植生等の特性から、特に、保全を必要とする地域を「緑地保全地域」として指定し、この場合、面積要件を満たさなくても指定しうるものとする。

#### 4) 東京都における野川の水辺環境保全

1993年に発表された「東京都水辺環境保全計画－快適な水辺環境をめざして－」では、野川、仙川の水辺環境の長期目標を、「水辺では、水遊び、散歩、ジョギング等が楽しめ、流れには、ウグイ、オイカワ、ギバチ等が棲む。水質は、環境基準を早期に達成し、さらに高い水準をめざす」としている。

この目標を達成していく方途として以下のことを挙げている。

- ① 合流式下水道の改善や雨水の貯留・活用などにより、雨天時における雨水吐及び処理場からの総放流負荷量を削減する。また、地形、地質等の条件が許す地域では、雨水の地下浸透を推進する。
- ② 下水道の高度処理施設の建設を推進する。
- ③ 湧水群を保全し、さらに雨水の地下浸透の推進により、湧水地の回復、湧水量の増加を図り、河川の平常時流量を確保する。
- ④ 平常時流量の確保を図るため、下水の高度処理水の導入を検討する。
- ⑤ 都民が身近に水と緑にふれあい、憩えるような水辺環境を整備し、うるおいのある川辺の創出を図る。

## 第 2 章



## 第2章 広域行政の現状

自治体等の行政区域を越えた多様な広域的課題の対応について、現在採用されている制度及び手法には、①広域行政圏制度、②一部事務組合、及び③統一条例等がある。

- ① 広域行政圏制度 社会経済の発展、交通通信手段の発達等に伴って、国民の日常的な生活圏が既存の自治体の行政枠を越えて広がる一方、市町村の事業も行政区域を越えた広域的な処理やサービスの提供の必要性が高まる中、69年度に国の「広域市町村圏振興整備措置要綱」に基づいて発足した制度。当初は、大都市及びその周辺地域を除いた地域が対象とされていたが、77年度の「大都市周辺地域振興整備措置要綱」によってそれらの地域も対象となった。東京都においては西多摩地域広域行政圏及び多摩北部都市広域行政圏が設定されている。
- ② 一部事務組合 地方公共団体が設立できる組合には、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合がある（自治法第 284条）。このうち、ゴミ処理事務を扱う一部事務組合の例が多いが、教育や民生などその事務の種類は問われない。設立の方法は、関係する地方公共団体の協議により、名称、処理する事務内容、事務所所在地、議会組織と選出方法や経費負担の方法等について規約を定める。団体の構成内容によって、都道府県知事または自治大臣の許可を受けることになり、組合の設立と同時に構成団体の機能から処理する事務は除外される。
- ③ 統一条例 一地方公共団体だけでは有効な対応ができない行政施策、例えば川の上流域自治体からの排水によって下流域自治体の水産資源に影響を与えたりする河川汚濁問題、あるいは幹線道路を通過する車両によってもたらされる通過自治体における散乱ゴミ（空き缶もポイ捨て等）問題などを、関係団体が共通の目的に対して同じ条例を同時に制定する方法。前者の例に、菊池川水系における「河川を美しくする条例」、後者の例に、福岡大都市周辺地域広域行政圏における「空き缶散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」等がある。

以上の3つの制度及び手法による広域行政の現状について、本調査研究の対象である国分寺崖線の総合的環境保全への採用可能な手法を考えるため、関係者等へのヒアリング調査を行った。対象事例として、①の広域行政圏制度については東京都の「多摩北部都市広域行政圏」、②の一部事務組合については東京都の「柳泉園組合」、そして③の統一条例については熊本県菊池川水系を選定した。尚、熊本県菊池川水系に関する調査は別件調査で得られた成果の一部を本件に掲載したものである。

## 2-(1) 広域行政圏制度 — 多摩北部都市広域行政圏を事例に —

東京都の多摩北部地域の6市（小平市、東村山市、田無市、保谷市、清瀬市、東久留米市）は、兼ねてから共通する行政課題に対応すべく、ゴミ処理、病院等の一部事務組合や、河川対策等の任意の協議会を設置し、連携を進めてきた。さらに、総合的な地域振興と共通課題全般について広域的に対処する必要性が生じ、87年1月に地方自治法に基づいた多摩北部都市広域行政圏協議会を設置した。そして、同年3月に『大都市周辺地域振興整備措置要綱』に基づく広域行政圏の設定を受けたのである。

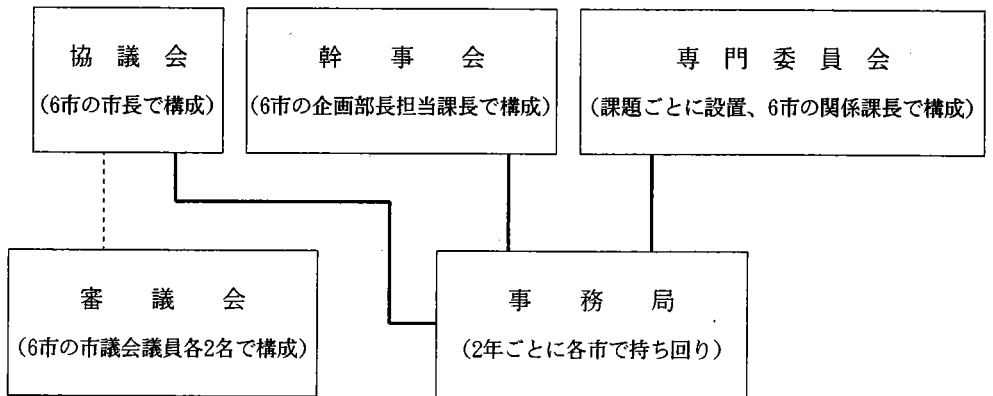
本調査研究のため、協議会事務局及び6市の関係部局担当者に対して直接面接によるヒアリングを行った（調査は95年8月に実施したので、記載内容についてはその時点での発言となる）。協議会事務局に対しては事業内容、運営方法、課題等について、また、各市には特に緑地保全等についての課題や方向性、広域行政についての課題等について重点的に行った。以下にその結果を述べる。

### 1) 多摩北部都市広域行政圏協議会の設立経緯等について

#### ① 協議会の概要

協議会の概要は以下のとおりである。

名 称	多摩北部都市広域行政圏
設 立 年 月	1987年1月1日（圏域の設定；1987年3月20日）
構 成 団 体	清瀬市、小平市、田無市、保谷市、東久留米市、東村山市の6市
広域行政機構	多摩北部都市広域行政圏協議会（地方自治法第252条の2の規定による）
組 織	



#### ② 運営について

- 協議会事務局は2年ごとの持ち回り制で、各市の企画担当部が担っている。
- 各市の担当部課長で構成されている都市計画、図書館、スポーツ、緑化、下水道、社会教育及び公民館の7つの専門委員会が、事実上の各案件の調整の場となっている。

### ③ 事業内容等について

- 協議会は各市の企画部局をとおして上がってきた、各市が個別で対応できない意見をまとめ、調整を行い計画を立案するものであって、事業の主体にはなり得ない。事業はあくまでも自治体や一部事務組合によるものである。
- 関係市民の要望を直接取り入れる（対応する）機関は現在ない。要望は、各市議会からのものである。
- 88年度から2005年を目標とした長期計画を立てている。

第1次基本計画	88年～95年
第2次基本計画	96年～2005年（現在作成作業中）
- 協議会の広報紙としては『多摩北部都市広域行政圏協議会ニュース』を年1回25万部を発行している。
- 協議会の経費負担は、各市の均等負担を4割、人口比率負担で6割として分担している。
- 市民への意識調査アンケートを実施した。
- これまでの実績としては、図書館の相互利用の実現、「多摩六都科学館」の建設、みどりの実態調査の実施などが挙げられる。

### ④ 協議会のメリット

- 各市固有の権利（自治権）を尊重しつつ、小面積という各市の実情を踏まえ、現実に行政界を越えた住民のニーズに対応できる設備やサービスが実現できる。
- 総合公園（都立公園）や河川整備事業などの大型案件を、上部機関である東京都へ要望しやすくなる。

### ⑤ 広域圏行政の課題

- 一部では「協議会の運営は自治体の自立に反するのでは」という意見がある。
- 今後、自治体の権限を犯す事になりかねないので、一部事務組合はあまり多く設置できない。
- 現在、事業ごとに広域で行うべきか小域（市単独）で行うかを整理しつつある段階である。

### ⑥ その他

- 地域環境管理計画は、当協議会では対応していない。第2次基本計画には何等かの環境対策を盛り込む予定である。

## 2) A市の場合

### ① 緑地保全等について

- 野火止水が東京都の歴史的環境保全地域に指定されており、相続時の際の公有地化を進めている。
- 市内一周緑道を生かしていきたい。
- 保存樹林、保存樹木の指定を積極的に行っているが、何も担保性がないので、相続の時に伐採されてしまっているのが現状である。公有地化したいが財源がない。都や国の税制改革に期待したいが…。
- 玉川上水の保全も重要な課題である。
- 遠くの緑は良いが、近くの緑は嫌だという市民の意識がまだまだ根強い。保存樹木が迷惑視されている（倒木の危険、落ち葉の処理、日照権等）現状もあるが、総論では緑の保全に賛成という大いなる矛盾があり、行政側としては対応に苦慮している。
- 緑化基金もあるが、現在の1億円相当では、土地購入に当てられる額ではない。
- 地形的に湧水がないので、用水を活用したいがとにかく水が無い。用水の実態調査を実施した。
- 地域環境管理計画は策定していない。

### ② 広域行政について

- 広域の共通課題としては、現在残っている緑の減少をいかに防ぐかが挙げられる。
- 市議会での広域行政に対する評価は高く、その必要性も認められている。議員の方の中には独自の緑のマスタープランを作れという声もあるが、まずは広域行政圏で対応していきたい。
- 財政難の状況下で、樹林地の公有地化を進めるにあたって、現在承認されていない保存樹林購入のための東京都からの起債ができるよう、協議会から都に申請するようなことも行っていくべきである。
- 96年度に広域の緑の基本計画を策定したいが、その具体的な内容として、現在各市バラバラである保存樹林などの所有者に対する優遇措置（管理費等）の統一を図ることは、目に見える成果となり広域の仕事として有効であろう。また、緑のネットワークづくりを進めて行きたいが、これはどのように進めて良いのか見えてこない。コンサルタントに任せっきりにするのではなく、市民参加などの手法が取り入れられればよいのだが。
- 緑の実態調査は、今後の緑行政を行う場合の「物差し」としての資料となり、意義ある調査であった。
- 専門委員会は、不定期に開催されている。スタッフは各市の担当課長及び係長と、多摩北部都市広域行政圏協議会の事務局職員である。
- 異なった状況の各市の足並みを揃えることはなかなか難しい。
- 緑化専門委員会は、現在やっと緑の実施計画の実現に向けてスタートラインに立ったばかりと

いう状況である。今後の専門委員会の討議によって、徐々に方向性が見えてくるであろう。

○広域での緑化基金の設立も有効な方法ではないか。

○行政としての施策を推進していくとき、市議会に対して、広域で連携している旨の説明をしている。

○市によってレベルや予算が異なるため、各市が一緒に足並みを揃えて行動していくことは難しい。

### 3) B市の場合

#### ① 緑地保全等について

○91年3月に、市独自の緑の基本計画である「B市みどりの街づくり計画」を策定するための基礎調査を完了し、92年3月に同計画を策定した。

○73年には「B市みどりの保護と育成に関する条例」が定められた。

○「農とみどりの体験パーク」という体験農場も行っている。

○地域環境管理計画は策定していない。

#### ② 広域行政について

○緑の実態調査に関しては、当時既にB市では独自に実態調査を行っており、基本計画まで策定されていたが、広域の専門委員会の意向もあり、広域で再度調査を行うことに合意した。この調査によって、他市の状況が明確になり、比較研究がしやすくなるなど、統一して調査したメリットがあった。現在、緑のデータは、広域調査のものを使用している。広域で行うと、東京都からの補助金が付いて、航空写真撮影等のコスト削減（各市の負担金の低減）という大きなメリットがある。今後、追跡調査をしていけばさらに効果があるだろう。

○独自の緑の基本計画を持っているのは、6市の中で2市だけである。

○現在、専門委員会の環境関係の部門は「緑化」だけであるが、今後必要に応じて新たな環境関係の委員会が発足される可能性はある。

○今後、広域の基本計画を策定する方向で検討したいが、方法が見えてこない。各市の独自の状況に応じた目標値を設定していくのも一つの方向性である。また、河川などの公有地をネットワーク化していければ良いのだが。

○96年度には広域の基本計画を策定したい。

○各市の状況に差があって、何ごとにも計画の足並みを揃えるのは難しい。統一条例をつくるにしても、文言のすり合わせなど、事務手続きの負担が大きい。

○専門委員会は情報交換の場として大いに活用している。

○協議会の運営は一応持ち回りの事務局主導で動いているとあってよいのでは。現在2人だけなので負担が大きいのでは。

○環境管理計画は、まだ広域では話合われていない。当市でも策定されていない。

#### 4) C市の場合

##### ① 緑地保全等について

○地域環境管理計画は東京都の定める公害のブロック(北多摩北部6市とM市)と調整の上、96年度の東京都の計画を見てから単独で策定したい。

○現実の市としての緑関係の事業は「壁面・屋上緑化」と「生け垣」助成等に絞られてしまっている。

##### ② 広域行政について

○協議会の計画は上位計画ではないので各市への縛りはない。各市の独自性は重視しているが、当市の現状ではオープンスペースを確保する事業等は難しい。

○市報臨時号(7月28日)で掲載した方針が現在の考え方。ここでは、広域行政圏の他市に対して大規模なオープンスペースを求める姿勢が暗に込められている。

#### 5) D市の場合

##### ① 緑地保全等について

○地域環境管理計画は、東京都が96年度に作成したのを見てから、97年度以降に策定したい。広域行政圏ではなく、当市の独自性を出せるものにしていきたい。

○内部では「広域行政圏だけで緑の計画を作ってしまうて良いのか」という意見もあり、独自に「Dのびのびグリーンプラン(D市緑化推進基本計画)」を策定した。

##### ② 広域行政について

○広域行政圏の基本計画は上位計画ではない。

○協議会発足当初は各市の現状にタイムラグがあり、とても計画をすり合わせられる状況ではなかった。

○現在でも、実施事業は各市の寄せ集めのものになってしまっていて、現在は本来の協議会の主旨を満たしているとはいえない。

○広域行政圏の最大のメリットは、圏域で東京都に申請した方が各市単独で申請するよりも補助金を得やすいことであるが、科学館の建設後は、これに続く広域事業が計画されておらず、協議会の求心力が衰えてきている。

○C市や当市はM市や23区の方を向いており、広域行政圏としてのまとまりの認識も薄いである。

○各市議会では協議会への反対グループもある。

○法的な根拠は全くないものだが、92年からM市の提案により「5市行政連絡協議会」を発足し、

公共施設（駐輪場など）の相互有効利用の実現を行っている。

- 96年度に策定される「広域行政圏第2次基本計画」は、各市の指針となるような内容にしていきたい。
- F市に誘致する事になった都立公園（基幹公園規模）は、協議会をとおして要請したものである。面積14.5ha。
- 他の緑行政としては、緑のネットワークをつくっていくため、20mの幅員で都市計画決定されている都市計画道路を、両脇に8mの緑地帯を設け、36mの幅員に計画変更するといった案も出ているが、実現は難しい状況である。
- 協議会の建設部会では、圏域事業の優先順位付を行っている。

## 6) E市の場合

### ① 緑地保全等について

- 市としては、積極的に現在民有地の雑木林を公有地化して保存したいという庁内での合意形成はあるのだが、相続時に市への買取り請求があってもそれに対応できる予算がなく、事実上、十分に対応できていない。これは広域行政でもできる問題ではない。国や都などが、補助金を提供してくれる体制があれば公有地化することも実現するのだが。国は公共施設のための補助は認めるが、保全樹林取得のための補助は認めない。
- 環境関係の予算はなかなか付き難い（優先順位が低い）。
- 市民の声も、緑よりも福祉や教育という考え方。市としては、保存樹木と保存樹林の指定のみが現在の対策。
- 雑木林は全く生産性がなく、所有者は真っ先に売り飛ばしてしまうという現状。
- 当市は農地のうち生産緑地が80%となっている。
- 市民の思考は「近くの緑より遠くの緑」という発想が大多数で、近隣の緑の存在を迷惑視する現状に対し、市も今後の対応を暗中模索しているところ。総論としては、緑の重要性は認識しているのだが。
- 新しい試みとして、ふるさと創生基金を使った自然学習館などの建設も進めている。
- 今後、緑を増やすことは不可能なので、いかに現状の緑を残していくかを考えなければならない。

### ② 広域行政について

- 緑の連続性を考えたネットワークづくりなどの考え方は、広域でやれば効果があるのではないか。
- 協議会自体が市事業の足枷になっていることはない。
- 6市の共通性を追うばかりに、最大公約数的なものになってしまう可能性もある。

- 協議会の実施計画は、各市の事業の寄せ集めのところもある。
- 緑の実態調査は6市が同時に行うことで、航空写真等のコストの面でも有利であった。
- 各市は様々に状況が異なるので、協議会で全てを同じレベルで対処することはできない。
- 都の職員が事務局に出向しているのは、都と協議をする上でのパイプ役としての役割が大きく、必要な存在である。
- 本市の場合はS県との関連も出てくる。現在の問題としては、本市ではゴミを毎日収集しているため、隣市のN市の市民が本市までゴミを捨てにくるといったことがある。
- 今後、広域で行うものと、各市独自で行うものとを明確にしていく必要がある。
- 協議会での各市との意見調整は難しいが、本市としては広域行政を推進していく。
- 市議からは市独自の緑の基本計画をつくれという声もあるが、今は協議会の動きを見ながらどうするか考えていきたい。
- 協議会は、他市との意見交換の場（情報収集の場）としても有効に機能している。
- 今年初めての緑化委員会で、今年度中に緑の基本計画の素案をつくり、来年度に制定したいという話が出たがとりまとめは難しいであろう。基本計画の必要性については認識しているが、コンサルタントを使ったマニュアルどおりの基本計画をつくってしまっても意味がないので、市民参加などの手法を取り入れたいが方法論が見えず、暗中模索の状況。
- 各市の担当者が入れ替わり今までのつながりが切れてしまったが、今後の新たな展開に期待したい。
- 協議会から東京都や国に対して、緑地の公有地化のための助成申請なども考えている。

## 7) F市の場合

### ① 緑地保全等について

- 昭和50年代から本市が独自で東京都に誘致申請していた都立公園が、この8月に都市計画決定された。現在は広域圏の総合公園という位置付けである。
- 緑のマスタープランは、今後の協議会の動向を見守りながらそれに合わせた対応を考えていきたい。建設省の緑のマスタープランの答申がやっと出たばかりで、これから具体的にどのようなことを検討したい。
- 93年度に、望まれる緑の将来像を示す「みどりのネットワークプラン」を策定した。
- 公有地の買取りは財源がなく厳しい。6市の中でも小さい市はとくに厳しい。
- 地域環境管理計画は、上位計画と同じものを作っても意味がないので、他市の動向を見ながら今後進めていきたい。

### ② 広域行政について

- 広域のメリットとして、東京都からの補助金を取りやすいことが挙げられる。緑の実態調査を



作成したときも、都からの補助金は50%であった。

- 協議会を運営して行くにあたり、各市の財政や今までの取り組み方の違いがあり、一律にレベルを統一させるのは難しい。
- 市民の広域行政に対する認識は最近高くなってきている。
- 市議会でも広域の有効性は認識されており、評価も高い。
- 基本計画策定にあたっては、全くコンサルタントを使わないのは不可能であるが、ただ全てをコンサルに任せるのではなくオブザーバー的に利用して、各市の緑化審議会の意見などを取り込んでいながら作業を進めるのが良いのではないかと。とにかく、具体的なものは今後の専門委員会の話合いの中で決めていかなければならない。
- 将来的に現在の6市の枠組みを越えた広域行政の拡大の話は出ていない。
- 統一条例よりも要綱のレベルで広域で統一していれば成果があるのでは。
- 保存樹木の所有者への優遇制度の統一化は、各市の意見の一致するところである。
- 協議会から東京都へ、緑地保全地区の面積要件の枠である1haという数字の引き下げなどを要望していくことも考えている。
- 協議会の中で、広域で緑道のネットワークを作る際に、6市全て統一したものにした方が良いのか、それとも行政界が変わると景色が変わるといったように、各市の独自性を持たせた方が良いのかという議論があった。

## 8) 多摩六都科学館について

多摩北部都市広域行政圏協議会での取り組み成果の事例として、「多摩六都科学館」の建設事業についてヒアリング調査を実施した。この施設建設は一部事務組合の制度を用いたものである。

### ① 組合設立の経緯

- 1986年 6市（小平、東村山、田無、保谷、清瀬、東久留米）の市長会が、東京都に対して文化施設建設のための補助金を申請。
- 1987年 多摩北部都市広域行政圏協議会を発足し、具体的にどのような施設を建設するのか、その選定作業を実施。
- 1988年 科学館建設のために一部事務組合を設立。
- 1994年 田無市芝久保町5-10に『多摩六都科学館』が開館

### ② 建設運営の財源及び人員

【運営費】 入館料；10%

六市負担金；90%（各市ほとんど同額だが、地元3市は若干多く負担）

【建設費】 東京都（地域振興費）；75%

六市負担金；25%

【職員数】 13名

(内訳) 六市からの出向者；8名

一部事務組合採用；5名

③ 現状の問題点及び課題等について

○とくに一部事務組合の運営上の問題点はない

○科学館の内容をどのようにして充実させていくかが課題

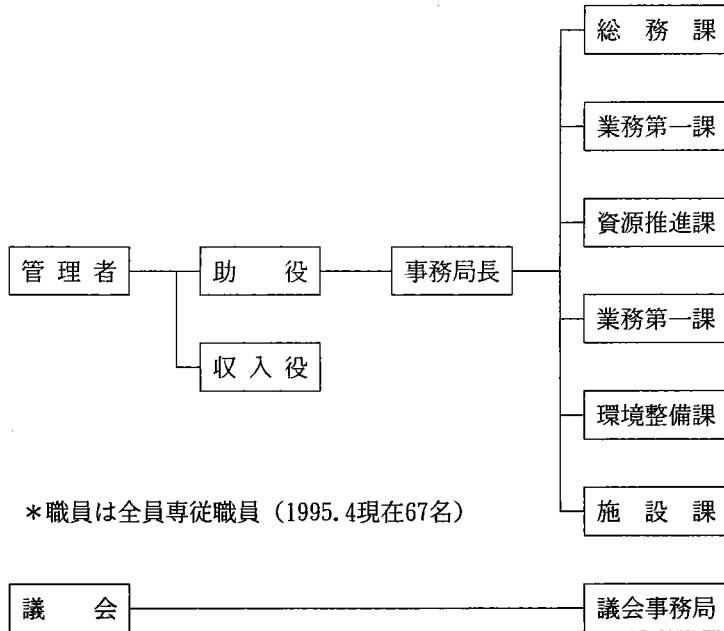
○面積、人口共に小規模な市では、財源不足、土地の選定など、単独ではなかなか市民に喜ばれる内容のある施設を建設するのは困難な現状である。

○広域行政でこのような大規模教育施設の建設という取組み手法として、一部事務組合の制度は大変有効である。

## 2-(2) 一部事務組合 — 柳泉園組合を事例に —

### 1) 柳泉園組合の概要

- 組合設立年月日 1960年9月30日 設立当初の名称「北部三ヶ町衛生組合」
- 組合関係市名 田無市・保谷市・東久留米市・清瀬市
- 設立の目的
  - ① ごみ処理施設の設置及び運営に関すること。
  - ② し尿処理施設の設置及び運営に関すること。
  - ③ 廃棄物の、処理施設から最終処分場までの運搬に関すること。
  - ④ この組合が所有する敷地内における、関係市及び周辺住民の福祉の増進に関する施設の設置及び運営に関すること。
- 所在地 東京都東久留米市下里4-3-10
- 組織



\*職員は全員専従職員 (1995.4現在67名)

\*各市より3名ずつ選出、計12名で構成

○関係市の人口	田無市	74,007人
	保谷市	98,274人
	東久留米市	113,160人
	清瀬市	67,603人

合計 353,044人 (1995.4.1現在)
-----------------------------

○ごみ搬入量	101,701トン	(1994年度実績)
○し尿搬入量	17,763キロリットル	(1994年度実績)
○歳入歳出予算	2,887,274千円	(1995年度当初予算)

## 2) ヒアリング調査の結果から

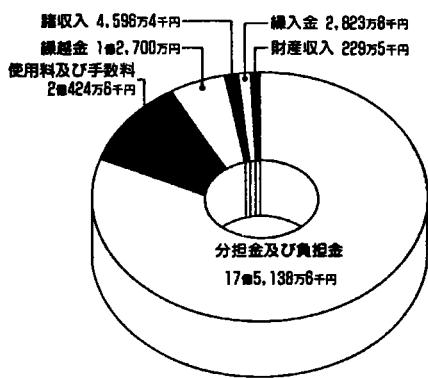
- 組合設立時は現在の田無市、保谷市、東久留米市の3市で構成されていた。1970年3月に清瀬市が加わり、現在に至っている。
- 組合設立当時、「他市のごみをなぜ持ってくるのか」という地元住民の猛反対があり、説得にあたって4年間を費やした。当時は処理方法も、処理施設の重要性の認識も今ほど進んでおらず、迷惑施設というレッテルを貼られていた。
- 迷惑施設ということで、場所の選定に苦労した。当時、この組合に加入していなかった清瀬市との市境に立地された。
- 職員は全員が専従職員である。この体制では、連帯意識は強まるメリットとはあるが、職員の異動がほとんど行われないため、停滞感を生じさせるというデメリットもあり得る。
- 組合の運営は、「組合規約」に則ってうまく機能している。
- 構成市の中で特に主導権を取っているところはない。
- 各市との協議は、各市の担当部課長による「事務連絡会議」の場で意見調整を行い、意思統一を図っている。また、分別収集の方法も4市間で統一されている。
- 関係市民に対しては年2回ほど『柳泉園NEWS』を配付して、ごみの減量、資源化の推進、事業紹介や歳出入について情報の提供を行っている。

## 平成6年度の予算について



予算総額 **21億5,912万9千円**

### 歳入予算



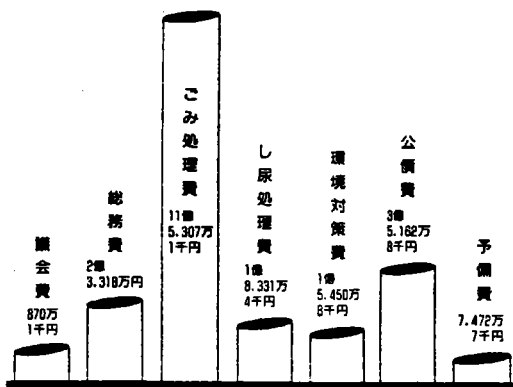
- ①分担金及び負担金 事業組合を構成する各市の負担金、17億5,138万8千円。
- ②使用料及び手数料 体育施設の使用料及びごみ費手数料等、2億424万8千円。
- ③財産収入 財政課の運用利子、資産売却の売却金及び売電力の売却その他の収入、4,598万4千円。
- ④繰入金 東京都より一般会計への繰入金、1,220万9千円。
- ⑤繰越金 平成5年度未収の繰越金、1億2,700万円。

- ⑥歳入費 組合施設の運営経費、870万1千円。
- ⑦総務費 組合内の共通した事務の経費、2億3,918万円。
- ⑧ごみ処理費 組合処理場の唯一の異二工場、橋本ごみ処理場施設及びリサイクルセンターなど、施設を維持管理する経費、11億5,307万1千円。

- ⑨し尿処理費 し尿処理施設の運営など、施設を維持管理する経費、1億8,331万4千円。
- ⑩環境対策費 環境フル施設など、体育施設を維持管理する経費、ごみ・し尿等の処理施設に関する分別ごみの経費、1億5,450万8千円。

- ⑪公債費 ごみ・し尿の処理施設及び体育施設を建設した際の繰入後の返済経費、3億5,162万8千円。
- ⑫予備費 施設に関する臨時的な費用及びその他費用、7,472万7千円。

### 歳出予算



【柳泉園NEWS VOL.22】

## 2-(3) 統一条例 — 菊池川水系の河川環境保全を事例に —

1992年7月1日、熊本県を代表する一級河川である菊池川流域に関わる熊本県内の21市町村は、『河川美しくする条例』を施行した。これはわが国で初めての統一条例であり、その概要は以下のとおりである。

### 1) 条例制定の経緯

源流域の菊池溪谷は環境庁の名水百選に選定されているなど、豊富な自然環境を抱えた流域である。しかしながら、上流域には畜産施設が多く、中流域には採石場、産業廃棄物処分場、ゴルフ場が点在し、そして下流域では家庭排水等による水質汚濁が著しい。ついに85年頃、菊池川河口（玉名市）で海苔やアサリなどが採れなくなり、水質浄化条例の必要性を訴える声が高まったのである。しかし、上流からの汚濁物質発生を考えた場合、玉名市だけで条例を制定してもあまり効果が期待できないことから、流域統一条例が検討された。

89年1月、流域の3市会議（菊池市、山鹿市、玉名市）において条例の必要性を玉名市が訴え、協議していくことが決まった。同年10月、玉名市で「菊池川サミット」を開催し、21市町村による菊池川流域同盟としての共同宣言を採択するに至った。同年11月には第1回菊池川流域同盟会議（第2回以降は菊池川流域同盟推進役会議）を開催し、以降条例制定までに22回の会議を重ねたのである。

### 2) 条例の概要

条例は、「…美しく豊かな河川を保全するため、市（町村）、市（町村）民及び事業者の責務を明らかにするとともに、河川の浄化と河川環境の保全を図ることを目的」に掲げ、全19条で構成されている。次頁に構成表を掲載した。

条例の特徴の一つに、全ての事業所について排水目標値を定めた点にある。水質汚濁防止法等では、排水量が日量50トン以上の事業所が対象とされているため、小規模な畜産施設等からの排水を規制できないのが現状なのである。

その他、流域市民らによる河川監視制度として「水援隊（すいえんたい）」の設置、化学肥料等の適正な使用を図るなどの条項がある。

### 3) 流域自治体の条例に対する意識差

担当者によれば、この条例制定は、水環境保全に向けての展開の第一歩であり、普及啓発に重点が置かれている。今後、条例が周知されていけば、条例改正も含めて総合的な政策まで持っていきたい、とのこと。また、菊池川流域同盟会議の活動に対して、国（建設省菊池川工事事務所）及び熊本県は積極的な支援をしている。

では、流域自治体の条例に対しての意識はどうか、ある自治体の窓口で聞いてみた。「<河川美しくする条例>って？ ああアレね…」と言って、条例集を持ってきてくれたが、「お付き合いもあってね…」という言葉に玉名市との温度差が象徴されていた。また、ある水環境に関心の高い市民らにヒアリングをしたが、根本的な問題には手をつけず、イベントばかりなので…、罰則規定がない点等が地元マスコミから批判を受け、市民の反応もいま一歩だった、と厳しい意見だった。

# 河川浄化条例のためのフロー

21 市 町 村

菊池川流域同盟

共同宣言

基本方針

会 則

理 事 会 議

推 進 役 会 議

河川浄化条例

第1章 総 則

- 理 念 ..... 川からの恩恵、社会経済の発展、自浄化作用の低下  
菊池川流域同盟発足。共同宣言 → 条例制定（趣旨）
- 目 的 (第1条) --- 河川の保全のため河川浄化と河川環境の保全を図り、三者の責務の明確化。
- 定 義 (第2条) --- 河川の定義づけ。生活排水の定義づけ。事業用排水の定義づけ。  
浄化装置等の定義づけ → **規則第2条で定めるもの** 合併処理浄化槽  
土壌浄化方式による処理施設など
- 責 務
  - 市町村長 (第3条) --- 総合的な施策の実施努力義務。
  - 市町村民 (第4条) --- 浄化に対する努力。市町村への協力義務。
  - 事業者 (第5条) --- 河川浄化のための努力義務と市町村に施策への協力義務。
- 協 力 (第6条) ..... 三者の協力義務。
- 連 携 (第7条) --- 菊池川流域同盟として関係市町村と協力。国、県への協力要請。  
(菊池川流域同盟以外の関係市町村と協力。)
- 広 報 活 動 等 (第8条) --- 市町村民への意識の高揚化。事業者への助言と指導。  
社会・学校教育などの環境教育の実施。(理解と協力のための)

第2章 河川の汚濁防止

- 水質保全目標 (第9条) --- 河川の水質保全目標の設定(この目標を達成するために、第10条～14条を  
規程する。) → 目標基準点の設定  
目標値の設定 → 告示
- 投 棄 の 禁 止 (第10条) --- 河川への投棄の禁止。
- 生活排水の浄化 (第11条) --- 浄化装置等の設置義務 → **規則第2条で定めるもの**
- 洗剤の使用 (第12条) --- 無リン洗剤及び石ケン洗剤の使用協力。
- 化学肥料等の適正使用 (第13条) --- 化学肥料・農薬を定められた基準による使用。  
普及所などによる使用量の指導、遵守。
- 事業用水の浄化 (第14条) --- すべての事業所 → 法で定める一律基準に準用。  
目標値に向けての努力義務 → **規則第3条で定める目標値**

第3章 水援隊員の設置

- 指 導 及 び 助 言 (第15条) --- 市町村長 → (市町村) 民・事業者、水質保全目標達成に向けての指導・助言
- 水 援 隊 の 設 置 (第16条) --- 市町村長の委嘱、人数、任期、任務 → **規則**
  - 権 限 (第4条)
  - 解 任 (第5条)
  - 補 充 (第6条)
  - 庶 務 (第7条)
  - 証 明 書 (第8条)

第4章 雑 則

- 公 表 (第17条) --- 総合的施策の実施、河川水質保全の状況 → 毎年公表
- 報 告 及 び 調 査 (第18条) --- 関係者の協力のもとに排水状況など必要な事項 → 報告求め、調査

総合的施策 (第3条)

- 啓蒙・啓発事業の推進 (環境教育) ..... 菊池川の日(事業)  
広報紙の活用、ホテルの理、合成洗剤の自粛、ポスター・作文の募集  
河川浄化に関する小冊子の作成、チラシ・パンフレットの作成  
ビデオ・映画の作成、看板・標柱の設置、各地域ごとの学習会の開催  
広報車による宣伝、不法投棄の防止・決起集会、見学会の開催  
実践コンテスト、生物調査、講演会の開催、実践発表会
- 市民運動組織の推進 ..... ○○市(町村) ○○川浄化推進協議会 → 会則の作成
- 合併処理浄化槽の推進 ..... 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
- 水質検査体制の強化 ..... 浄化対策の効果の判断のため
- モデル地区事業の推進 ..... 生活排水対策モデル地区事業実施要綱
- 公共下水道等の推進 ..... 公共下水道、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、農業集落排水処理  
事業等の排水処理計画に基づく建設・推進
- 親水公園事業 ..... アメニティタウン
- 生ゴミ処理器(コンポスト) ..... 設置普及促進、補助制度による交付要綱
- 河川、事業所調査 ..... 目標値達成に向けての水質調査
- 関係市町村との連携 ..... 菊池川流域同盟、国、県との連携の強化
- 水を守る基金 ..... 基金制度による菊池川流域同盟の運用、啓発、環境教育

# 第 3 章



# 第3章 国分寺崖線の総合的環境保全施策の提案に向けて

## 3-1) 広域的な環境保全の必要性

本調査研究のフィールドである「国分寺崖線」の総合的環境保全を検討していくにあたって、まずは当該地の地域特性等について確認しておくことにした。

### 1) 生物の回廊（コリドー）等としての崖線緑地帯

国分寺崖線の斜面緑地は、約15~20メートルの急斜面が連続した地形であることから、宅地化などの土地利用が不向きであった。しかし、近年の土地価格の高騰と土木技術等（湧水の止水や地盤改良の技術等）の進展によって、次第に開発されはじめ、緑地帯の一部が欠如しつつある。緑地の連続性は、そこに生育する生物、特に小動物などにとっての移動のための“生活路”であって、重要な生息環境条件なのである。その大まかな規模（幅など）や植生との関係は研究者らの議論に委ねることになるが、例えば湧水保全の視点から、ある地下水研究者は幅100メートルの緑地帯の保全を求めている。しかしながら現状は第1章-(I)に示したとおり、崖線緑地帯はいくつかに分断されているため、現況を保全するだけでは十分ではない。

また、植生については「国分寺崖線、立川崖線の民有地の現状を調査した結果をみると、両崖線とも区間によって植生に特色が見られる。国分寺崖線では小金井市の「はけの道」あたりで、シラカシ群落、ケヤキ群落が優占し、三鷹から調布にかけてはコナラ群落が優占している。（略）コナラ・クヌギなどの二次林が主である台地部の樹林に比べて、崖線にはシラカシ・ケヤキなどで構成される自然度の高い樹林が存在しており、さらに斜面であるため表土が絶えず移動するという特殊な環境に耐えうる、シダ類、イチリンソウなどの植物も多い」（「崖線の保全について」小栗英夫1994 都市公園No.127）。

### 2) 河岸段丘としての連続性—地形保存の視点

古多摩川の流れによって形成された河岸段丘が“国分寺崖線”である。それゆえ、連続した斜面緑地が形成され、湧水の存在と共に都市化が進行した中であってもある程度の自然環境が存在している。ある自然環境はその地域の地形に基底された上で、地理的条件の中で育成されてきたといえよう。したがって、「自然環境の保全」とは「地形の保存」の視点なくしては考察できない。ちなみに、1994年に刊行された『日本の地形レッドデータブック第1集』（小泉武栄、青木賢人編）には、以下のように掲載されている。

#### ●国分寺崖線の湧水／段丘崖に沿った湧水・谷頭浸食

「武蔵野段丘と立川段丘の間の崖線である国分寺崖線と、崖線下に湧き出る湧水は、都市化の

進んだ武蔵野では貴重な緑地帯である。また、国木田独歩の『武蔵野』の中にも描写されているように、武蔵野の原風景の一つでもある。（略）近年、都市化によって段丘面がアスファルト舗装され、雨水が浸透しないため、多くの湧水で湧出量が減少し、一部では涸れてしまった湧水も見られる。これらの湧水を保全するためには、各家庭で雨水浸透枳を設置したり、中小河川の三面張りを止めるなど、地下水涵養量を増加させる対策を早急にとる必要があると思われる。」

※選定事由として

地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形。多数存在するが、なかでも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましいもの。すでに一部が破壊されてしまったが、その他の部分は保護できた地形、または現在破壊が進行中のところ。

### 3) 国分寺崖線を含めた野川流域の環境保全に関する課題

野川流域における環境保全課題については第1章-(3)で、開発計画等を中心に述べたが、あらためて箇条書きにすれば下記のとおりである。

- 湧水量の減少－河川平常時流量の減少
- 旧国鉄中央鉄道学園跡地の再開発による湧水への影響
- JR中央線複々線地下化による浅層地下水への影響
- 都市計画道路による緑地の減少・景観の悪化
- 関東村跡地の流域下水処理場建設に伴う処理水放流による河川環境への影響
- 野川の河川整備工事に伴う河川環境への影響
- 崖線緑地（自然環境）の保全
- 屋敷林等の相続税物納等による宅地化
- 都市農地の宅地化並課税等による減少

以上のとおり、国分寺崖線の総合的環境保全とは

生物生息環境の回廊（コリドー）としての

連 続 性 の維持及び回復

多様な自然環境は育む基盤としての

自 然 地 形 の 保 存

の主要な二つの視点に基づいて展開されていくべきである。そのためには、現行のシステムとしての行政区境の社会的分断による環境行政施策から、いかにして広域的な環境行政施策へと転換できうるかが重要なのである。

以下、本調査研究で行った広域行政の現状調査から得られたことを踏まえ、国分寺崖線をケーススタディとした、広域行政展開への提案を述べたい。

### 3-(2) 広域行政の現状調査結果から

前述したように広域的環境保全の必要性が、流域市民らに概ね受け入れられるものとした場合、その具体的な手法について検討する前に、広域行政についての現状調査結果から得られた事項等について整理したい。

#### 1) 多摩北部都市広域行政圏

2章-(1)で記した調査結果から、多摩北部地域における緑地保全施策、広域行政圏制度の有効性及び課題等について、環境行政施策の視点を中心として整理した。

##### ① 緑地保全についての市民意識

緑地保全の重要性についての意識は高いが、身近な緑については迷惑視（倒木の危険、落ち葉の処理、日照権の侵害等）する傾向がある。緑よりも福祉や教育を充実してほしいと願う市民も多い。また、雑木林は生産性がないため、所有者が売却しやすい。

##### ② 緑地保全施策の現状

自治体が行っている施策は、保存樹木や保存樹林の指定や緑化、生け垣への助成等に限定されており、担保性もないため相続時の際に伐採されていく（相続税の支払い措置）のが現状である。公有地化の思いはあっても自治体には財源がなく、国の支援体制の整備を望んでいる。現在ある緑地をいかに保全していくべきかは6市の共通課題である。

##### ③ 地域環境管理計画について

地域環境管理計画については協議会ではまだ検討されていないし、各市においても策定されていない。

##### ④ 協議会の運営について

2年ごとの各市持ち回りで、事務局主導で動いている面があり少人数の担当者であるため負担が大きい。東京都からの出向職員がいるが、都との協議の際にパイプ役を果たす存在となっている。現在7つの専門委員会を設置しているが、必要に応じて新しく発足させる可能性もある。

##### ⑤ 広域行政圏制度のメリット

広域行政圏制度には、自治体単独よりも以下のようないくつかのメリットがある。

- 広域事業に対しては、東京都からの補助金が出やすい。
- 自治体にはない施設の相互利用によって、経費の削減をしながら市民サービスが可能。
- 調査事業などの経費削減が可能になる。
- 緑化基金の設立や、連携した東京都に対する要請行動などが有効な方法になる。
- 協議会の場合、他市との意見交換（情報収集）の場として有効に機能している。

##### ⑥ 広域行政圏制度の問題点と課題

広域行政圏制度には、自治体単独よりも以下のようないくつかの問題点と課題がある。

- 協議会の実施計画は、各市の事業の寄せ集めのところがあり、本来の主旨を満たしているとは言えない。
- 6市の共通性を追うばかりに、最大公約数的なものになってしまう可能性もある。
- 各市の状況が異なるので、協議会で全てを同じレベルで対処することはできない。広域で行うものと、各市独自で行うものとを明確にしていく必要があり、市の独自性をどう維持するのが一つの課題である。
- 統一条例をつくるにしても、文言のすり合わせなどの事務手続きの負担が大きい。
- 議会との関係では、市議会での広域行政に対する評価は高く、その必要性も認められているが、一部の反対グループもある。行政としての施策を推進していくとき、市議会に対しては、広域で連携している旨の説明をしている（行政による議会対策の一つの手法になっており、議会の独立性が一部自制させられる危険性がある）。
- 関係市民の要望を直接取り入れる（対応する）機関は現在無い。要望は各市議会からのものである。

#### ⑦ 自治体の独自性との関係

一部には「協議会の運営は自治体の自立に反するのでは」という疑問や、「広域行政圏だけで緑の計画を作ってしまうと良いのか」という意見もある。いくつかの自治体は周辺域の自治体の方を向いており、行政圏としてのまとまり意識も薄らいでいる。

## 2) 菊池川水系における統一条例

第2章-(2)で記した調査から、統一条例手法における課題等については以下の点を挙げる事ができる。

### ① 条例制定自治体の意識差

「清流」を目指した最下流の自治体は、日常的に問題の深刻さを体感しているが、上流域の自治体の中には、自らの問題として意識化されていないところもある。統一条例に「お付き合い」として参加している状況では、統一条例としての機能が危ぶまれてしまう。いかにして、河口（下流域）における河川環境の悪化状況を他の自治体へ認識できるか、関係者間の情報の共有化やコミュニケーションの活性化が重要になってくる。

### ② 流域市民らに支持される条例づくりを

菊池川における統一条例制定経過の中では、行政担当者と流域市民らとの関わりはあまり見受けられなかった。流域市民らの協働体制が得られなければ、条例の成果もあまり期待できなくなる。そのためには、制定手続きにおいて河川環境等に関心を寄せる市民らとの関係構築が重要であるが、関係自治体間の調整だけでも相当手間がかかる作業であり、限られた時間の中では困難な課題であろう。しかし、菊池川水系環境会議という市民団体でさえ、条例制定についてはマス

コミ報道ではじめて知った、という状態は大変残念な状況でもある。

### 3) 野川流域環境保全協議会

第2章-(4)で述べたように、“任意”による協議会でもあるためなのか、年度予算が数十万円で具体的な施策についてはそれぞれの自治体に委ねているという状況下では、広域的な環境課題に対する体制としてはあまり期待できない。

### 3-③ 『国分寺崖線保全自治体間条約』の具体化へ

#### 1) 前提条件

国分寺崖線の総合的環境保全に向けた広域行政手法を検討するにあたって、下記のような前提条件を設けた。

- ① 新たな法制度を求めず、現行の諸制度を活用、組合わせた柔軟な手法とする。
- ② 行政と市民の役割分担に基づいた展開手法とする。
- ③ 具体的な事業は流域自治体が主体となる。

#### 2) 段階的な広域行政のしくみづくり（試案）

3章-②で述べた広域行政の現状調査の結果を踏まえ、また、3つの前提条件を基に、広域行政のしくみづくりについての試案を以下に示す。全体のプロセスを7段階に分けたが、実施期間は全体で5年程度を想定している。

##### 【STEP 1】 <「野川流域環境保全協議会」の解消>

現行の野川流域環境保全協議会は、担当者レベルの情報交換の域を出ないものであり、一旦、このしくみを発展的に解消する。

##### 【STEP 2】 <仮称「野川流域環境会議」の設置>

野川流域環境保全協議会を解消後、流域自治体及び東京都の行政担当者との問題に関心の高い流域市民らによる“場”として、仮称「野川流域環境会議」を設置する。ここで、情報の共有化及び共通した認識を構築していく。基本的には任意団体とするが、将来、欧米のような市民活動に対する公益団体法人化の法制度が整えば、法人格を取得するものとし、活動の透明性を確保する。

##### 【STEP 3】 <「野川流域広域行政圏協議会」の設置>

仮称「野川流域環境会議」の設置と並行して、国の「広域市町村圏振興整備措置要綱」に基づいた「野川流域広域行政圏協議会」を設置する。

##### 【STEP 4】 <統一条例「国分寺崖線環境保全自治体間条約」の制定>

仮称「野川流域環境会議」での議論を踏まえて「国分寺崖線環境保全自治体間条約」（注）を成文化し、「野川流域広域行政圏協議会」において首長による合意を受けて、各自自治体の議会において採択を行う。自治体間条約は、例えば平和都市宣言などの宣言文として扱うことによって、採択を容易にする。また、条例制定にあたっては、野川流域環境会議に関わる関心の高い市民らが中心となって、全市的な制定運動として啓蒙活動を展開する。

【STEP 5】 <「崖線環境保全委員会」の設置>

仮称「野川流域環境会議」の関係者の一部によって、新たに野川流域広域行政圏協議会の専門委員会の一つとして、「崖線環境保全委員会」を設置する。

【STEP 6】 <「国分寺崖線環境保全に関わる要綱」の作成>

「国分寺崖線環境保全自治体間条約」の主旨を踏まえた具体的な国分寺崖線の総合的環境保全施策については、崖線環境保全委員会で検討を行い、随時公開討論会を開催しつつ「国分寺崖線環境保全に関わる要綱」を作成する。この要綱は、流域自治体毎に同一内容の統一要綱とする。

【STEP 7】 <仮称「野川流域環境会議」によるモニタリング>

流域自治体毎に、「国分寺崖線環境保全に関わる要綱」に基づく各種の施策の実施状況について、野川流域環境会議によるモニタリングを実施する。年に一度、流域市民らに市報等を通じて公表を行う。

※「自治体間条約」について

1993年、多摩東京移管百周年記念事業TAMAらいふ21で設置された「湧水崖線研究会」において提案された。条約が国際間の約束をいうように、市町村、都県などの自治体相互間の約束を「自治体間条約」と定義する。また、国際法としての条約を国会が批准し、国会が承認すると同様に、自治体間条約を自治体の議会の承認によって条約の効力が発生する。この一連の流れを「自治体間条約の批准」という。

(湧水崖線研究会報告書 1993.12 TAMAらいふ21協会)



## 參考資料

## 参 考 資 料

### (1) 行政関係資料

[資料名]	[発行年月]	[発行/担当部局]
<b>&lt; 国分寺市関係 &gt;</b>		
国分寺市基本計画	1992.03	国分寺市企画財政部企画課
水と緑の国分寺プラン	1989.03	国分寺市環境部環境緑地課
水と緑の実態調査報告書	1988.10	国分寺市
浅井戸の所有状況一覧		国分寺市
安全と環境を守るために	1992.03	国分寺市役所計画課
保存樹林地一覧		国分寺市
国分寺市緑の保護と推進に関する条例	1974.02	国分寺市
土地利用現況図 1:10000	1989.03	国分寺市
都市計画図 1:10000	1990.03	国分寺市
公共下水道事業計画 1:5000	1990	国分寺市
都市計画図 1:10000	1989	国分寺市
防災情報地図 1:10000	1988	国分寺市
湧水地等の水量調査委託報告書	1994.03	国分寺市環境部
まもろう大切な湧水を守るために	1994.04	国分寺市環境部緑と水課
雨水浸透弁設置のお願い	1990.03	国分寺市
<b>&lt; 小金井市関係 &gt;</b>		
小金井市地域環境管理計画	1992.03	小金井市生活環境部生活環境課
水域環境監視調査報告書	1992.03	小金井市環境保全課公害係
小金井市地域環境管理計画	1992.09	小金井市
小金井市水域環境監視調査報告書	1992.03	小金井市生活環境課
用水路利用計画	1990.03	小金井市計画開発部計画課、建設部管理課
環境緑地一覧		小金井市
都市計画施設図 1:10000	1989.10	小金井市
都市計画図 1:10000	1989.10	小金井市
雨水浸透施設の技術指導基準		小金井市
雨水浸透施設等設置助成金交付要綱		小金井市
水辺の拡大	1991.11	小金井市建設部下水道課業務設備係

[資料名]	[発行年月]	[発行/担当部局]
水域環境監視業務	1991.03	小金井市生活環境課公害係
地域環境管理計画素案の概要		小金井市
みどりの現況と計画案の説明会	1991.02	小金井市計画課緑政係
水域環境監視調査報告書	1992.03	小金井市生活環境部生活環境課
環境に対する市民意向調査書	1990.09	小金井市市民部環境保全課
小金井の自然観察マップ	1989.10	小金井市
緑ゆたかで快適な魅力ある町		小金井市都市整備部計画課緑政係
緑地保全等計画<概要版>	1991.03	小金井市都市整備部計画課緑政係
小金井の緑～「緑の現況調査」概要	1991.03	小金井市都市委備部計画課緑政係

#### < 三鷹市関係 >

第2次三鷹市基本計画	1992.03	三鷹市企画部企画調整室
三鷹市の良好な環境をつくる条例		三鷹市
保存樹林所有者内訳表		三鷹市
公園等緑化関係図 1:10000	1991	三鷹市
都市計画図 1:10000	1991	三鷹市
三鷹市緑計画	1988.07	三鷹市環境部緑と公園課
公害概況	1993.10	三鷹市環境対策環境管理係
仙川	1991.08	三鷹市建設部建設指導課
町の湧水ふれあう心	1993.08	三鷹市環境部環境対策課
生産緑地図 1:10000	1994.01	三鷹市

#### < 調布市関係 >

環境講座学習記録『身近な水問題を考える』	1993.02.25	調布市中央公民館
調布市総合計画 調布21みどりのプラン	1990	調布市
農業用水路調査		調布市
自家用井戸の現況	～1989.10	調布市
指定保存樹林調査		調布市
公園緑地マップ 1:10000	1990.08	調布市
調布ふるさと散歩	1992.03	調布市市民部産業課
雨水浸透施設設置助成の案内	1993.09	調布市環境部下水道課
崖線緑地ってなに?	1993.03	調布市環境部公園環境課
調布市の都市計画	1993.03	調布市建設部都市計画課

[資料名]	[発行年月]	[発行/担当部局]
< 狛江市関係 >		
総合基本計画	1991.02	狛江市企画財政部企画広報課
指定保存林調査		狛江市
環境の保全に関する条例	1990.03改正	狛江市
ガイドマップ こまえ	1993.07	狛江市企画財政部企画広報課
多摩川狛江流域の自然と小さな仲間たち		
狛江市宅地開発指導要綱		狛江市都市整備部計画課企画係
狛江市都市計画図 1:10000		狛江市
生産緑地図 1:10000		狛江市

< 世田谷区 >		
世田谷区新基本計画		世田谷区
都市公園等調査	1992.01	世田谷区建設部公園緑地課
都市計画図 1:25000	1993.11	世田谷区
世田谷区の下水道	1994.06	世田谷区建設部下水道課管理係
自然的環境の保護及び回復に関する条例	1978.04	世田谷区
せたがやの水辺 野川	1994.01	世田谷区環境公害課
野川水質環境調査報告書	1993.10	世田谷区生活環境公害課
用途地域等見直し区二次案 1:26000		

< 東京都 >		
自然環境の保全・活用調査資料	1993.03	東京都環境保全局
東京都水辺環境保全計画	1993.03	東京都
東京都都市景観マスタープラン	1994.03	東京都

## (2) その他の資料

都市に泉を	1987.08	本谷勲編
写真譜・生きている野川	1991.01	鏗山英次
日本の地形レッドデータブック第1集	1994	小泉武栄・青木賢人編
広域的環境政策と管理の研究	1993.07	人間環境問題研究会編集
総合都市研究第54号	1994.12	東京都立大学都市研究所
都市自治体の環境行政	1994.03	東京市政調査会
湧水崖線研究会報告書	1993.12	TAMAらいふ21協会

---

こくぶんじ がいせん そうごうてまかんきょう ほ ぜん  
「国分寺崖線の総合的環境保全のための

しみんていあんがたこういききょうせいし さく かん ちよう き けんきゅう  
市民提案型広域行政施策に関する調査・研究」

(一般研究VOL. 20、研究助成・B類No. 111)

著 者 かね こ ひろし  
金子 博  
発行日 1999年3月31日  
発 行 財団法人 とうきゅう環境浄化財団  
〒150-0002 渋谷区渋谷1-16-14  
(渋谷地下鉄ビル内)  
TEL (03)3400-9142  
FAX (03)3400-9141

---